

第二十八回

参議院社会労働委員会会議録第十九号

昭和三十三年四月三日(木曜日)午前十時四十五分開会

委員の異動

四月一日委員神原亨君及び有馬英二君辞任につき、その補欠として寺本廣作君及び斎藤昇君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長	阿具根	登君
理事	勝保	稔君
委員	木島 虎藏君	山下 義信君
斎藤 昇君	井上 幸隆君	鈴木 万平君
高野 一夫君	横山 ハル君	西岡 フク君
片岡 文重君	藤田藤太郎君	松澤 靖介君
山本 田村	竹中 恒大君	大矢 正君
委員外議員	大坪 保雄君	井堀 繁雄君
政府委員	井井 勞働大臣官房長	瀧谷 直蔵君
	亀井 光君	

○(ILOの問題に関する調査の件)

○けい肺及び外傷性せき臓障害に関する特別保護法の一部を改正する法律案(大矢正君外六名発議)

○労働基準法等の一部を改正する法律案(藤田藤太郎君外六名発議)

○職業訓練法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(阿具根登君) ただいまより社会労働委員会を開きます。

○委員の異動を報告いたします。

四月一日付をもって神原亨君及び有馬英二君が辞任され、その補欠として寺本廣作君及び斎藤昇君が選任されました。

ILOの問題について、本日は参考人の御出席を願い、御意見を拝聴する

ことになつております。各参考人に来てありがとうございます。ここに、一番、二番、三番の問題に因しては、これは、政府側であります。これから御意見の御発表を願うのであります。が、時間の都合もござりますので、一応あらかじめ御連絡いたしておきました。事項について、御意見の発表を願い、次に、各委員の質疑にお答えを願いたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、委員各位にお詣りいたしました。議事の都合上、先にただいま出席しておられる参考人全部の意見発表が済みましてから質疑を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

この際、報告いたします。参考人として出席を依頼しておきました方々のうち、桜井安右衛門君は、所属の国際労働事務局からの訓令によって出席いたしかねるとの申し出がありました。また、川西実三君は、午後二時ころに出席いたしますとの連絡がありましたので、御報告いたしておきます。

それでは、まず最初に、国際労働機関理事会使用者側副理事三城鬼雄君にお願いいたします。

○参考人(三城鬼雄君) ちょっと議事の進行についてお尋ねいたします。

○参考人(三城鬼雄君) こういう五つの問題について、各参考人が全部同じようなことを述べるといふことも無意味でありますから、時間の限界といふ立場からいたしましても、また、ILOの組織からいたしましても、政事会理事をやつておられます関係から、一般的なことは政府が中心になつて動いておりますので、私といたしまして思いますが、そこで、多少時間を拝借いたしまして、今まで政府が説明して

は、お忙しいところ御出席を願いました。これから御意見の御発表を願うのであります。が、時間の都合もござりますので、一応あらかじめ御連絡いたしておきました。事項について、御意見の発表を願い、次に、各委員の質疑をお答えを願いたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、委員各位にお詣りいたしました。議事の都合上、先にただいま出席しておられる参考人全部の意見発表が済みましてから質疑を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

この際、報告いたします。参考人として出席を依頼しておきました方々のうち、桜井安右衛門君は、所属の国際労働事務局からの訓令によって出席いたしかねるとの申し出がありました。また、川西実三君は、午後二時ころに出席いたしますとの連絡がありましたので、御報告いたしておきます。

それでは、まず最初に、国際労働機

○山下義信君 ただいま議事進行について、三城さんからお話を出たのです。が、一々これらの項目について順次御発言を願わなくとも、何か全般のこの問題につきましての御所感があり、あるいはことにこの項目の中で、三城さんが御承知あるいは御関係、また御意見のありますような点につきましては、特にまた一つお述べ願いました。それでは、まず最初に、国際労働機

○参考人(三城鬼雄君) こういう五つの問題について、各参考人が全部同じようなことを述べるといふことも無意味でありますから、時間の限界といふ立場からいたしましても、また、ILOの組織からいたしましても、政事会理事をやつておられます関係から、一般的なことは政府が中心になつて動いておりますので、私といたしまして思いますが、そこで、多少時間を拝借いたしまして、今まで政府が説明して

おりますことと重複することがあろうかと存じますが、時間を拝借したいと思います。

第一点の ILO の活動につきましては、これは、しばしばここで詳細に御討議があつたよう伺っておりますと、ILO が簡単に申し上げますと、ILO が一九一九年にできまして以来第四十回目の総会を昨年終りまして、四十一回目の総会が会議総会としてこの五月にジュネーヴで開かれるまで、大体総会を中心いたしまして、いわゆる国際的労働基準の設定という仕事が大きなワークになるのであります。御案内の通りに、総会で、条約、勧告といふ国際的な文書を通じまして、国際的な労働基準を設けていく、このことが ILO のまあいわば表芸でございまして、すでに条約といつましても百七、勧告といつましてもは百四の多数のものを採択いたしております。これが世界の労働基準の憲章の前文に掲げておりますような目的を達成するためには、ILO の中心的な仕事でございます。これに伴いまして、戦後特に新たに地域活動と産業別活動とをつけ加えて参つております。

そのような ILO の表芸としての国際労働基準の設定並びにそれに伴う地

す。

会をこの四月十四日から、織維について、ジユネーヴで会合を持つことにいたしまして、産業別活動の補助的な仕事といつましても、特に戦後力を入れ

ないし五回、多いのは第六回目の委員会を持つて、産業特有の労働関係の話し合いをすることになつております。

そのような ILO の表芸としての国際労働基準の設定並びにそれに伴う地

域活動並びに産業別活動の補助的な仕事といつましても、特に戦後力を入れておられますのは、技術援助の仕事であります。特にこれは、テクニカル・アシスタンスと呼ばれておりますが、こ

れは、御存じのように、国連そのもの

おくれた労働関係を引き上げて、いたために、労使関係だけではなく、技術の習得、いわゆるヴァケーション

の実施に特有な労働の問題について話し合いために、産業別委員会といふものを戦後設けておりまして、特に八つの部門、すなわち織維、鉄鋼、金

属の業別委員会を設けております。そのは

かに特別の委員会として、先般原口さんも組合から御出席になりました金属

鉄山と木材の特別委員会を設けておる

のであります。そのような会合は、大体二年ないし三年の間隔をもって、そ

れぞれの産業ごとに、すでに戦後四回

ないし五回、多いのは第六回目の委員会を持つて、産業特有の労働関係の話し合いをすることになつております。

そのような ILO の表芸としての国際労働基準の設定並びにそれに伴う地

域活動並びに産業別活動の補助的な仕事といつまでも、特に戦後力を入れ

ないように、世界に網を張つております。

加盟各国にいわゆるコレスボンデント

の責任及び任務があるとは考えておりません。一般的な任務と変りがございません。

それから、第三点の、ILO の加盟

の責務に従つて事柄が処理されなければなりませんのは当然であります。憲章に示されております義務は、御存じ

めに、労使関係だけではなく、技術

の習得、いわゆるヴァケーション

の習得、いわゆるヴァケーション

トレーイングを通じての技術の習得と

の習得、いわゆるヴァケーション

いうような方面に力が入れられております。第三点としては、フェローシップ

の習得、いわゆるヴァケーション

のことは、ことしの総会で、最低賃金条約の問題は特に取り上げられることに相なつておりますので、政府としても、このことを痛切に希望しておる次第であります。

第五点の、ILOの国内普及への考え方につきましては、ILOの問題に限らないことでござりますが、日本は、特に日本語という特殊性がございまして、こういう国際機関の精神の国内普及の問題につきましては、特に特別の団体を設けて、特別の方策を講ずる必要があるやに私ども考えておるのであります。ILOに加盟し、ILOの精神を国内に普及していくことにつきましては、政府は積極的な関心を持つておるので、その意味におきまして、国内に現在ありますILO協会に対して、物心両面の援助を惜しまないであります。特に先ほど申しました、言葉の関係がございまして、ILOから発表されるあらゆる文献がすべて横文字でありますので、これを縦に直しておるので、そのような手続が特に必要であるように私ども考えております。

○参考人(原口幸隆君) 私は、労働側の副理事として、昨年の総会から初めて理事会の構成員となりました。このことは、戦前以来初めてのことでありまして、日本がILOに復帰して以来、労働側が理事会の構成員になつたのは初めてであります。ILOの場における日本の立場といふものは、客観的にも重要なになってきており、それを最初に御報告しておきたいと思います。

今、政府の方から説明がありました中で、若干私の立場から二、三述べさせておりますので、私ども政府といたしましても、あるいは国連そのものにつきましても、そのほかのあらゆる国際機関につきまして、国内において、日本において、普及のための特別の機関を持つておりますので、私ども政府といたしましても、ILOに関してやはりそのような機関を持ちたい、そのような機関を通じて普及の仕事を進めていきました。このように考えており、現在ILO協会を物心ともに政府としては正常に活動していくことを常住的に支援し、心

援しておる次第であります。この会が円滑に、りっぱにその目的を達成することには、政府の期待するところであります。以上。

○委員長(阿見根登君) それでは、各参考人に対して質疑を願います。

○藤田藤太郎君 先ほど三城さんはあ

る、一般的な一、二、三の問題で政府五の問題その他についてはどうですか。

か。全部原口さんにやつていただきながらやつていただき、そういう工合に応じて御意見伺うにしても、四、五の問題その他についてはどうですか。

○委員長(阿見根登君) どなたか参考

人の方で、御意見のござります方はお

がいいと思いますが、どうでしよう。

述べ願います。

○参考人(原口幸隆君) 私は、労働側

の意見を述べさせていただきたいと思

うのですが、今までにすこしきつた

ILOの一構成員としての手続がと

られるように希望するところです。

私は、特に、三、四、五の点につい

て意見を述べさせていただきたいと思

うのですが、今までにすこしきつた

ILOの一構成員としての手續がと

られるように希望するところです。

私は、特に、三、四、五の点につい

て意見を述べさせていただきたいと思

うのですが、今までにすこしきつた

ILOの一構成員としての手續がと

られるように希望するところです。

私は、特に、三、四、五の点につい

て意見を述べさせていただきたいと思

うのですが、今までにすこしきつた

ILOの一構成員としての手續がと

られるように希望するところです。

○参考人(原口幸隆君) 私は、労働側

制労働の条約といふものの例をとりますと、これが一年以内というのですか

ことは、政府の期待するところであります。以上。

○委員長(阿見根登君) それでは、各

参考人に対して質疑を願います。

○藤田藤太郎君 先ほど三城さんはあ

る、一般的な一、二、三の問題で政府五の問題その他についてはどうですか。

か。全部原口さんにやつていただきながらやつていただき、そういう工合に応じて御意見伺うにしても、四、五の問題その他についてはどうですか。

○委員長(阿見根登君) どなたか参考

人の方で、御意見のござります方はお

がいいと思いますが、どうでしよう。

述べ願います。

○参考人(原口幸隆君) 私は、労働側

の意見を述べさせていただきたいと思

うのですが、今までにすこしきつた

ILOの一構成員としての手續がと

られるように希望するところです。

私は、特に、三、四、五の点につい

て意見を述べさせていただきたいと思

うのですが、今までにすこしきつた

ILOの一構成員としての手續がと

られるように希望するところです。

私は、特に、三、四、五の点につい

て意見を述べさせていただきたいと思

うのですが、今までにすこしきつた

ILOの一構成員としての手續がと

られるように希望するところです。

私は、特に、三、四、五の点につい

て意見を述べさせていただきたいと思

うのですが、今までにすこしきつた

ILOの一構成員としての手續がと

られるように希望するところです。

的な条約がいまだ批准されていないと

いう事実は、これから報告いたします

もつと実効のある形で実を結んだ方が

いいだらうといふ労働者グループの意

見もあります。それで、条約勧告適用委員会

において、日本政府代表は、この条約

に対する日本政府の態度を表明いたし

ました。その席上で、日本政府代表は、

この両条約については、なるべく早く

人事院規則と関連をして、人事院規則

の中には、公務員の政治活動の禁止の

規定がありますが、そいつた禁止規

定が、この強制労働の条約との関係に

おいて、人事院規則が抵触する問題が

規定ではあるといふふうに考えま

すが、こういった問題も、やはりILO

の憲章に従つて、国内においても、今

政府のおつしやられたように、忠実な

ILOの一構成員としての手續がと

られるように希望するところです。

私は、特に、三、四、五の点につい

て意見を述べさせていただきたいと思

うのですが、今までにすこしきつた

ILOの一構成員としての手續がと

られるように希望するところです。

私は、特に、三、四、五の点につい

て意見を述べさせていただきたいと思

うのですが、今までにすこしきつた

ILOの一構成員としての手續がと

られるように希望するところです。

○参考人(原口幸隆君) 私は、労働側

かしながら、総会としては、単なる決議案としてこれを決定するよりは、

もつと実効のある形で実を結んだ方が

いいだらうといふ労働者グループの意

見もあります。それで、条約勧告適用委員会

において、日本政府代表は、この条約

に対する日本政府の態度を表明いたし

ました。その席上で、日本政府代表は、

この両条約については、なるべく早く

人事院規則と関連をして、人事院規則

の中には、公務員の政治活動の禁止の

規定がありますが、そいつた禁止規

定が、この強制労働の条約との関係に

おいて、人事院規則が抵触する問題が

規定ではあるといふふうに考えま

すが、こういった問題も、やはりILO

の憲章に従つて、国内においても、今

政府のおつしやられたように、忠実な

ILOの一構成員としての手續がと

られるように希望するところです。

私は、特に、三、四、五の点につい

て意見を述べさせていただきたいと思

うのですが、今までにすこしきつた

ILOの一構成員としての手續がと

られるように希望するところです。

私は、特に、三、四、五の点につい

て意見を述べさせていただきたいと思

うのですが、今までにすこしきつた

ILOの一構成員としての手續がと

られるように希望するところです。

○参考人(原口幸隆君) 私は、労働側

の手続を一応とらなければならぬとい

ういふ條項の定めがあるはずです。従つ

て、たとえば、去年採択されました強

制労働の条約といふものの例をとりま

すと、これが一年以内というのですか

六月までですが、果して今次国会

には、日本の国内法と関連をして重要

な点が含まれております。たとえば、

ILOに対しても、いまだ国内において

円の金をこのILOに分担金として納

めているといふふうに聞いております

が、それだけ多くの国費を使つている

遺憾なことだというふうに思うわけで

あります。特に日本は、年間約五千万

円の金をこのILOに分担金として納

めているといふふうに聞いております

をまだ批准していないあらゆる政府に對して、理事会としては、批准の手続をとるように、特別かつ緊急な訴え、要請をしたいといふ提案がなされましたが、理事会構成員そのときの三十九名中、三十八名は賛成をし、反対はありませんでした。日本政府だけが棄権をいたしました。こういう事実についても、その当時の政府の棄権の弁として、国内において、この三者構成の委員会に負託をして、この問題を検討している。従つて、政府がこの事前に方向を決定するような印象を与えるような態度をこの場できめるということはふさわしくない。三者構成の委員会の結論に従つて善処をしたい。手続が進んでいるから棄権をするというような理由であつたと私は考へておりますが、それにしても、日本以外のすべての構成員が賛成をしておるのに、日本政府だけが棄権をしたといふ事実についても、はなはだ労働側としては遺憾に思つた次第です。なおその際に、理事会の構成員が、経営者グループにおいても全員これに賛成をしたという事実は、その経営者グループの中におられた、日本から出ておられる三城さんも、その経営者グループの中での一員として、賛意を表された事実についても、私たちは大きく評価をしていきたくいふうに考える次第です。この結社の自由及び団結権の擁護に関する問題は、ILOの最も中心的な条約の一つでありまして、その出発當時は、むしろ政治的にいながら、ソビエト圏における結社の自由があるかないかと、いろいろな問題から問題が出来ました。それに対する批判は、ソビエト圏の方から

出ているくらいであります。自由主義諸国については、この条約に関する態度、いうものは、原則として全部賛成をしているといふような点から考えたが、理事会構成員そのときの三十九名中、三十八名は賛成をし、反対はありませんでした。日本政府だけが棄権をいたしました。こういう事実についても、その当時の政府の棄権の弁として、国内において、この三者構成の委員会に負託をして、この問題を検討している。従つて、政府がこの事前に方向を決定するような印象を与えるような態度をこの場できめるということはふさわしくない。三者構成の委員会の結論に従つて善処をしたい。手続が進んでいるから棄権をするというような理由であつたと私は考へておりますが、それにしても、日本以外のすべての構成員が賛成をしておるのに、日本政府だけが棄権をしたといふ事実についても、はなはだ労働側としては遺憾に思つた次第です。なおその際に、理事会の構成員が、経営者グループにおいても全員これに賛成をしたといふこと

正といふものを見ても、ILOの精神からいっても、不十分なことであります。この両条約の實質的な批准といふものが日本の国際信義の上からいつても、きわめて重要な問題であるということをつけて加えさせていただきたいと思います。

また、最低賃金の問題については、今次国会において御審議を願つておるわけですが、諸外国の最低賃金制度の内容から比べて、金額的にもはるかに高額の条約にも明記しております。よるものである。また、これを実施の過程においても、労使の議を経てきめるべきであるといふことがございませんか。

さらに、最低賃金の条約についても、外国の労働組合では、ストrikeのない労働者が作った製品、あるいは最低保障がなされていない労働者が作った製品といふものは、国際的に信用できないといふのが一つの常識になつていては、私は判断しておりますが、そういう意味において、ストrikeを抑え、基本権を押さえ、しかも、生活の最低保障をなされていないままに国際競争に出でるのは到底かと思います。そこで私は、公正な国際競争の面からいっても、ILOの精神である社会正義、あるいは国際的な公

正といふものを願うILOの精神からいっても、不十分なことであります。この両条約の実質的な批准といふものが日本の国際信義の上からいつても、きわめて重要な問題であるということをつけて加えさせていただきたいと思います。

また、最低賃金の問題については、今次国会において御審議を願つておるわけですが、諸外国の最低賃金制度の内容から比べて、金額的にもはるかに高額の条約にも明記しております。よるものである。また、これを実施の過程においても、労使の議を経てきめるべきであるといふことがございませんか。

○委員長(阿見根登君) 三城参考人、何かつけ加えられることはございませんか。

さらに、最低賃金の条約についても、外国の労働組合では、ストrikeのない労働者が作った製品、あるいは最低保障がなされていない労働者が作った製品といふのは、国際的に信用できないといふのが一つの常識になつていては、私は判断しておりますが、そういう意味において、ストrikeを抑え、基本権を押さえ、しかも、生活の最低保障をなされていないままに国際競争に出でるのは到底かと思います。そこで私は、公正な国際競争の面からいっても、ILOの精神である社会正義、あるいは国際的な公

正といふものを願うILOの精神からいっても、不十分なことであります。この両条約の実質的な批准といふものが日本の国際信義の上からいつても、きわめて重要な問題であるということをつけて加えさせていただきたいと思います。

また、最低賃金の問題については、今次国会において御審議を願つておるわけですが、諸外国の最低賃金制度の内容から比べて、金額的にもはるかに高額の条約にも明記しております。よるものである。また、これを実施の過程においても、労使の議を経てきめるべきであるといふことがございませんか。

○委員長(阿見根登君) 三城参考人、何かつけ加えられることはございませんか。

それから、三番目のILO加盟諸国との国際労働条約批准の状況並びに勧告、決議の実施状況、こういった問題について政府代表のお話は、そのまま全然同意であります。これは、なお、私から少し補足的に申し上げることをお許します。払うという方向に進んでおるようになります。それからまた、私どもは、いかにしてこれを徹底するかといふ、基本的なことを考えなければならぬということが力説され

とか、そういうふうなものが數字的に現われているものと実際はだいぶ違います。どうしたことかと申しますと、たとえて申しますならば、今問題になつております八十七号の条約なども、南米のある国などは、すでにその当時、今から何年前になりますか、十年前にこれに対し表が。しかるに、実情はまだ批准しておらないのみならず、国内法の關係で当分批准はできないといつてもなことを、この間の理事会でも言明いたしております。一国の代表が賛成投票をして、しかもなお、十年間もそれが国内において批准ができないということになりますと、この賛成投票なるものの価値といふものが非常に私は疑わしいと思う。そういう実例がかなりたくさんあります。総会においては非常に賛成が多くて、反対が少い。これは一つには、総会における政府代表の国内における権限の問題に関連すると思いますが、これは、批准する機関が必ずしも総会代表につながっていないということが原因でありますよ。それもありますけれども、ああいう場所で何となく、反対するということは、自分の國の現在の実情からして反対してしかるべきと思うような國の代表も、ああいう場所に出るとなかなか反対しにくい。これは、人情のしからしむるところでありますし、また、一面からいえば、ILOの条約などといふものは、一つの國際的基準であつて、その個々に必ず適用されるものだという考え方にあると思う。その國を離れて、こういう

ことが人類社会として望ましい基準であるというような考え方からすれば、まず、本国に持つて帰つて直ちにこながどうこうということはかりにできません。でも、一応賛成をしてしかるべきだ。こういう考え方を働いておる。そこで、ILOの条約が非常にたくさん賛成者が多いから、それは直ちに各国の国情に適応すべきものだといふうもしくくなれば、これはやや飛躍でありますと私は申し上げたい。

それから、批准をしながらその国の法律や制度を変えない国もあります。一番極端な例は、一九一九年の婦人への深夜業禁止の条約を一九二四年年に批准した国があります、南米に。その国が今日に至るまで、三十年間その國の人々法律は變っていない。なぜ批准したなどということに対してもはなはだ疑問がかかるわけですが、なぜそれしか本國において法律を変えて実施しないかといえば、わが国の国情は、これのレベルにまだ達していないのだといふ説明であります。それならば批准する必要もなければ、また総会においても反対してもしかるべきであったと思われる。こういう例がまだかなりあると私は思つております。今一々それをたげる用意も私はありません。

それから、八十七号結社の自由に関する今の条約に対しましても、ソ連がさつそくこれを批准しております。ソ連のような、自由がないことを特色としている国ですから、結社の自由の条約をいち早く批准して、大いにこれが自慢しております。従いまして、この現実と、あるいは賛成投票、あるいは批准といい、あるいは法律改正といい、なかなかこの現実に即していな

なれど、それから、第四番目の結社の自由及び団結権の擁護に関する条約、これらに關する先日の理事会の模様を原口副理事からお話しになりましたが、これについて私の名前も出ましたので、ちょっと申し上げておきますが、これは私、發言の最初に申し上げるべきことであつたかと思いますが、私がよき出頭しておりますのは、日経連の代表という立場でなくして、ILO理事会の副理事といふ資格において参っておりまます。私の發言は、直ちに日経連の意見あるいは日経連の訓令に基いて申し上げているといふうに御了解にならぬよう願いたい。同様のことはILOの理事会においても適用される。私は、ILOの使用者側の副理事といふ立場に立っておりますが、これおいては、各國の使用者代表が集まつて、三年に一べん選挙をするのであります。それは互選であります。従いまして、私がILOの副理事といふ資格を持つておりますのは、ILOに出てきました各國の使用者代表から選出されれる。選挙の母体は使用者代表である。だから、日本の經營者あるいは日本経連が私を選挙しているわけじやない。全然それはつながりがない。極端に申しますならば、私は、ILOの理事会においては、日経連とは何ら関係

なく発言できることになつております。従いまして、私の発言なりポートなりは、日経連を束縛しないというふうに御理解願います。

それで、本論に歸りますと、例の公社の自由に関する条約批准に関するポートがありましたときに、私は賛成投票いたしましたが、これは、日本の使用者を代表して賛成したのではないか、理理事会における使用者グループが、その使用者グループの意で、満場一致、使用者代表団はこれに賛成しようというので、それに基いて私はこれに投票いたしました。それも、なお詳しく述べ上げますと、ならば、私は、副理事といふ資格はない。ところが、正理事十名のうちたまたまポートで欠席した人があつたときは、副理事のとき正理事の地位で上り下りして、正理事の資格を獲得して投票する。私は、たまたまポート理理事の中で最右翼でありますから、そういう立場から、私がグループの決定に従つた事情はおわかりだと思います。なお、これはあまり形式論であります。が、実質論から申し上げますと、私が個人として考えましたのは、日本たしますが、政府代表といふものは、性を研究するといふ意見を発表しておられます。前後いたしますが、ちよつと事態を明瞭にするために、なほ説明しますが、この条約に對して批准の可能性を理事会においてはその国の政府を代表

しておる。これが政府代表。グループを代表しないで日本代表、日本政府を代表しておる。従つて、その発言が日本政府の意向と思つていい。その点で、使用者側と労働者側と、民間代表と、理事会において根本的に立場が違うということを申し上げておきます。その政府代表から、これは総会において懇談会において審議されておる。これは、明らかに批准を可能ならしめるところも聞いて、しかるべき措置すると言明された。それに基いて、現在労働問題は、批准の可能性について労使の意見も聞いて、かかるべく措置すると言明された。理事会における決議は、批准を促進するといふうに私は解釈する。今度の理事会における決議は、批准に必要な措置をとれといふことであります。

従つて、日本政府の現在やつておることとそつくりでありまして、何らこの決議に基いて日本政府は束縛を受けないだらうと思います。政府代表の解釈は違ひかもしれません、私はそら解釈いたします。従いまして、私が使用者代表団の中に入つてボートした、賛成したといふことは、何ら日本政府に新しい負担をかけるものではないといふうに実質的にはなつておるのであります。

それからもう一つ、その点について申し上げておきます。今度の決議は、今申し上げたように、必要な措置をとるといふことは、先ほど政府代表からもお話がありまつたように、ILO憲章において、条約に対してもかかるべく措置をとるといふことがちゃんと書いてある。今度の決議は、それをリピートしただけです。繰り返しだけであります。理事会は、憲章以上の権

限を各國政府に対しても義務を賦課する権利はない。あたかも日本では左側通行という規則があるのに、非常に混雑した場所に行つたら、左側通行といふのがかけてある。何ら新しいことではない。ただ注意を喚起しただけであります。だから、この決議にあることは、憲章にあるものを持ちよつと抽出してやつた、注意を喚起をした程度の、何らそれ以上のものでないと私は考えます。ただ、御参考までに、小し長くなりますがわかりませんが、こういうふうに、I.L.O.の条約が百七つかありまして、その中から、特にある特定の条約を理事会が抽出して、これの批准を促進云々という問題を取り上げれば、これは、順々に百幾つの条約を取り上げなければならぬ羽目に陥るのじやないか、これは理事会のとるべき処置ではないのじやないかといふことを、私は使用者側の内輪の相談のとき言つたこともあります。私は理事会として、個々の条約を差別待遇して、特に取り上げるということについては、個人として若干の疑問を持つてゐるということを御参考に申し添えておきたいと思います。

りますが、近く日本、労働協会ですか、そういうものが法案に出でておると、いうことも私は聞いておりますが、膨大なる予算も組むということでありまして、こういうところで譲り受けのない翻訳といらものを、責任を持つてお出しになるということがしかるべきだ。とかくいろいろのところで順々にやりましても、翻訳に誤まりが非常に多かつたり、あるいはそれに便乗して、いささか宣伝が行われて、やや歪曲した宣伝が含まれるというよなことになりますと、かえってこれは弊害があります。この点においては、政府方面でおそらく御考慮になつていていたところだと思います。それからこれは、理事会の使用者側グループで、国内の ILO 教育をいかにすべきかという問題が起きました。このときに ILO においては、政府と労使、それぞれ独立の立場をとつておるから、その立場からくる意見の相違といらもののはあり得るのだ、従つて、経営者に関する限り、経営者 ILO 教育といらものは、経営者団体がとるべきものである、他人に依存してはいかぬということに満場一致決定しました。従いまして、こういう教育機関といらよなものを、各國においてあるいは二者構成あるいは三者構成といらよなことでやるといふことは、各國使用者側の理事グループも賛成できぬ。もしそういう動きががあれば、お互いにそういう動きは阻止しよじやないかと申し合せが数年前にありました。それと日経連が ILO を脱退したということは直接關係がありませんが、国際的な使用者のつながりと、いはう場面において、そういうふうな意見があつたということを御

参考に申し上げて、私の説明はこの程度にいたします。

○委員長(阿貝根登君) 各委員に質疑をお願いいたします。

○藤田藤太郎君 私は、飼手さんにお尋ねをしたいと思うのです。政府の予算ですね。ILOの分担金は、正確に幾らお出しになつておりますか。

○説明員(飼手真吾君) ここに正確な資料を持っておりませんのですが、大体五千二百万円程度だと思ひます。

○藤田藤太郎君 そこでいろいろのことが述べられまして、縦じて言えることは、五千二百万円と、いう非常に多額な分担金を日本は受け持つてゐる。ところが、国内の普及においては、いかほどの予算も取つていらない。私は、労働省の今度の予算審議のときにこの問題を取り上げたのですが、ILOの普及についてほんのわずかしか、たしか二百万円足らずだと私は記憶いたします。それくらいしか予算が取られていない。今日一番最終的にあなたがおつしゃつた国内普及は、おののおの協力団体がある、これの活動を期待するのだと、こうおっしゃいましたけれども、それじゃ今、ILO協会という、これを推進する協力団体がございます。東京支局に十人からの職員をかかります。東京支局に十人からの職員をかかりますから、私は、そういうことは懸念は持つておりませんけれども、そういう意味において、そこから一つの活

動を行なつております。普及活動と
いうのは、やはり何といつても ILO
協会だと思ふのです。その ILO 協会
に対して、政府がどれだけの援助をそ
れじやされているか、期待するといふ
のは何をさしているか、これをまず聞
きたい。

○説明員(飼手真吾君) 私、どちらもま
た説明員の立場に戻るわけなんですが、
が、なるほど五千二百万円の分担金に
対して、現在労働省が、ILO 協会の
みならず、ILO の思想普及、宣伝全
部を引つくるめて三百万円足らず、二
百五、六十万じゃなかつたかと思いま
すが、しかし予算を持つていいこと
は、御指摘の通りであります。しか
し私は、本日ここでは、労働協会に肩
がわりするということは、私が申し上
げたのじやなかつたのですが、おそら
く、しかし、労働協会ができるますなら
ば、このよくな活動も相当強力にやつ
ていただけることは、関係者としては
当然期待いたしておるのであります
が、ただ、申し上げたいことは、分担
金と相当額を国内の宣伝に当てなけれ
ばならぬといふには私ども考えませ
せんし、また、このよくな ILO の思
想を普及し宣伝することが政府の直接
任務になるようにも、別に ILO の規
定なり憲章なりにはないのであります
て、私どもとしては、やはり ILO の
思想普及、宣伝は、直接的にはまず
ILO 協会自身がやるべきだと、それ
は相当額の予算を持っており、現在東
京にはブランチ・オフィスを置いてお
る、そのブランチ・オフィスには、
そういう思想普及、宣伝のための経費
も持つておるわけです。それに對し
て、私どもは ILO に加盟しております。

ILOの思想が日本の労働界の指導的なものの考え方としてけっこうなことであると深く考えておりますので、このことが普及されることについては、政府もなお关心を持つのです。が、これは、全般的な労働教育体制の中で問題が処理されるのが望ましいと思います。ただ、もちろん、ILOの問題について、思想を普及し宣伝していくためには、何よりもまず共通の言葉を発見しなければなりませんので、私どもは、ILO協会に最も期待しているところは、そのような技術的な面において期待するのです。先ほども申したように、横のものを縦にしませんことは、労使を含めて政府も、関係者一同十分に理解が行き届きませんので、このことは、労使の利益が相反するとか、あるいは政府の立場が違うとかいうことを乗り越えて、技術的にどうしても解決しなければならぬことです。労働者側も使用者側も、あるいは政府も、別々に翻訳いたしますようなことは全くむだでございますので、私もILO協会について最も期待しきれども、相当の役割りをいたしておると私は考えております。

○説明員(飼手真吾君) ILO協会に直接補助金という形のものは、私ども予算として持つておらないのですが、主として図書出版物の買い上げという形で予算面では協力いたし、その金額の総額が大体二百五、六十万程度の金であります。ですが、それ以外に、実は物心両面でILO協会について私ども政府が協力をいたしておりますことについでは、関係者の各位も十分御存じのこととあります。ですが、それ以外に、実際上労働省の職員の協力なしには、ILO協会が動かないのが実情なのであります。必ずしも金額で表示されるべき性質のものではなくして、私ども、物心両面からできるだけの協力をいたしておると考えております。

ろん権限ある機関においてその各国が批准をするということが一つの手続になつておりますけれども、いかにしてこの基準を上げていくかというところに、私はこのILOの活動の世界的な意義があると思うのです。これがあわせて世界の経済的な繁栄にもつながり、人間生活の向上にもつながっていくというところに中心があるのです。形式の問題も重要であります。これは一つのはじめであります。しかし、いかにして実現していくかといふところに私は問題があると思うのです。五十四年ですから、理事になられて、ことは五十八年だから五年になります。私は、飼手さんが、この憲章や宣言、ことしでちょうど四年だと思いま言、ここに書かれていることの実現をどうしてやろうかというところに日々全力精力を集中していかれるといふところに、私は飼手さんの義務があるのじやないかと思うのです。かつて私は、政府との間に質疑を行いました。百七つのうち二十四だからそれで大体中ころだといふ議論じゃなしに、今政府の批准しておる問題は、たとえば九十八号のような労結権、交渉権の問題については批准いたしております。しかし、労働時間の問題にいたしましても、その他の問題にいたしましても、一九二〇年当時の問題が今批准の問題になる。たとえば、労働時間の問題を一つ見てみますと、一九二〇年のころの、二十九年かの労働時間の問題が、三十五年、三十六年に、今からいって二十年前ですね。その時分に条約として作っている問題については、労働時間の点を一つ見てみましても、そういう問題

は日本は批准をしていない。日々世界の人間生活といふものが向上しているということであれば、真剣にそういうものに取り組まなければならぬといふ、飼手さんには大きな政府代表としての役割があつたと、私はそう思ひ、政府にこの問題を追及いたしますと、今さしあたり検討しなければならぬのが五十幾つある。だから至急に——至急とは言ひませんけれども、これを検討していきたい。今まで国会に對してとつてきたことは誤まりであったと——誤まりとはおつしやいません、十分でなかつた、こういう表現をされております。私は飼手さんに、五年になつて、十大産業国、原口さんの御意見を聞くと、五大工業国の代表として日本が常任理事国であるといひ、この五年の國政府との関係において努力をされたかということを、憲章と言との関係において努力をされたかといふことをお聞きしたいんです。

ILLOの理事そのものになつておるのであります。しかし、その構成員の中には、よくそのような構成の理事があるのであります。私は、日本政府を代表いたしておりますのであります。他の国で、日本政府の方針に忠実に事を処理していくことが私の任務でござります。従いまして、国内におきましての私の任務も、日本政府の持つております。基本的に方針に沿つて私の行動を規律して参るのでございます。で、御指摘のように、基準を引き上げ、批准の数もふやし、それを審査が上のようになります。ただし、無力で、私が持つてゆくことはまさに望ましいことであり、政府がそのような方針において問題を処理しておることは御存じのことになります。ただ、無力で、私が必ずしも御指摘の通りに十分の成果を上げていなければ、私自身大いに努力を今後とも重ねていかなければならぬと存じますが、御指摘の時間の条約のごときは、一番古いものは一九一九年の第一号条約があるわけで、これなどは、特別の事情があつて、今日まで批准ができないのですが、私は、日本本の基準法制定のときにこまかい配慮があつたならば、そのような今この期に及んでいろいろむずかしい論議をしてしましても、三週間を通じて四十八時か、四週間を通じて四十八時間かとあります。第一号条約の例をとつてみましても、三週間を通じて四十八時間かとあります。第一号条約の例をとつてみると、きわめて技術的の問題、実益のないような問題、技術的な問題で条約が批准できないものが少からざるあります。第一号条約の例をとつてみましても、三週間を通じて四十八時間かとあります。第一号条約の例をとつてみると、きわめて技術的の問題、実益のないような問題、技術的な問題で条約が批准できないものが少からざるものであります。

問題も、基準法全体を動かすといつ建前から見ますと、非常に重い問題になつてきまして、第一号条約が批准ができない。こういうことになつて参るのであります。従いまして条約の数、もう四個箇を三週間に引き上げて批准をしてみても、実は実益はあまりないのです。今、藤田委員も御指摘のように、条約の数よりも実益をということであるならば、私は基準法は、今的第一号条約の批准と同じ程度の実効をもつて行われておるというふうに考える次第であります。いずれにいたしましても、御指摘のように、今後とも私の力の及ぶ限り、ILOの問題の解決については努力を続けて参りたいと思ひます。

しゃいましたけれども、今日そろそろ時間が短縮の問題が、それじゃ考えられないですかということを反発したくとも、やめますけれども、しかし、そういういろいろの国際的な水準を行こうといふ中において、なおその一番先端にわらわれる銅手さんの任務というものは、非常に重大であります。そこで、日本は中ぐらいだといふ、二十四だからいいところだというような発言は、銅手さんに限っては私はないと思つておつたのです。ところが、そういうまあ発言があつたから、私は非常に残念だということで、ちょっと意見を申し上げている。それで質問している。そこで問題は、たとえば、この八十七号の問題を一つとつてみましょう。八十七号の問題は、アメリカは批准いたしておりません。アメリカは批准いたしていませんけれども、アメリカに団結権の自由というものがそれじゃ何らかの形で制約されているかどうかといふ問題が起る。私は、やっぱり批准するといふことが大前提でござります。大前提でございますから、批准をますますするということが大前提。しかし、その数がこれだけだから云々といふことでなしに、團結権の自由なんといふようなものは、国際的常識だと私は思うのであります。こういうことが今日 ILO の活動の中で論議されるということすら、私はもうおぞきに失している。そういう立場に置かれているのが日本の今の立場だ。そこで、この ILO 全体の論議の中でもうおぞきに失している。そういう立場に置かれているのが日本の今の立場だ。そこで、この ILO 全体の論議の中で論議されるということすら、私はもうおぞきに失している。そういう立場に置かれているのが日本の今の立場だ。

三十八回の理事会で決議された事項が、二つ決議されたと私は聞いておる。一つの問題は、要するに、未批准国に対して実態の調査をするということ。もう一つの問題は、そういう国に対しして実態の調査をするということがきめられたと私は聞いておるのである。これは的確であるかどうか、あとからお聞かせを願いたい。そういうことがきめられて、その中で、国の名前といふものはあがつていいのだが、日本が第一の――第一と言ふたらどうか知りませんけれども、ます日本に調査團を派遣しようじやなかといふことが、その中の論議の大きな意見であった。まあこれに政府は賛成しておられるようござりますけれども、この関係から見て、あなたが理事であつて、今の八十七号の問題、団結権の自由に対する、日本に調査團のこと我が度総会後に行われる問題だと思ひますけれども、その関連において、飼手さんの考え方を少し聞いてみたい。

て説明いたしました中で、ICFTI と I.T.F のジョイン・ミッションが日本に来たときに、私たちそれを歓迎して、政府はあらゆる便宜を提供して、調査の円滑にいくことについて協力した。私どもは、隠すべきものは何もない。恥かしいようなことは何もないのに、大いに見ていただきたいと思うのです。なるほど、団結権の問題については、現在問題のあることは御指摘の通りであります。日本の雇用労働者数百万の中で、団結権が現在問題になっている労働者の数というのは、全体の割合からいいうならば、非常に少いのです。そういうふうな実情をよく見てもらつて、そらしてその障害を排除することによって八十七号の問題が円滑に解決できるならば、私ども最も歓迎するところでありますので、むしろ国際的な権威ある人々の意見を聞き、調査をむしろ歓迎したいというのが、われわれの、日本政府の態度であります。従つて、前段の秉権をしたところでも、政府の責任ある者の態度としては、当然とらなければならぬかった態度であると同様に、後段の賛成の投票をいたしましたのも、民主的な政府の態度として当然のことだと考えております。

○説明員(飼手真吾君) 私は、反対けいたさない、棄権をいたしました。日本政府は、みずから見解を表明することを避けたのであります。もうそのことは、しばしば国会で問題になつて、この問題は、日本へ持ち帰つて、表として、昨年の総会で、ILOの総会でこの問題が議論になりましたとき、勞使双方の団体と御協議をして、そして適當な結論が得られるように――アーネスト・コンクリージョンといふ言葉を使いましたが、適當な結論が得られるよう配慮するということを約束して帰りました。帰つて参りましたとして、経連初め検評、その他の労働団体とも御相談いたしました結果、労働問題懇談会においてこの問題を議論することが最も望ましいという関係者の意見でございましたので、労働問題懇談会に於いて、最近は小委員会に移つて、労働大臣の名において諸問いたしたのであります。それ以来数回の労働問題懇談会を開き、関係者の非常な御努力によつて、最近は小委員会に移つて、労働大臣の名において諸問いたしたのであります。一昨日も何回かの小委員会があつて、原口さんも御参加の上、熱心な御討議があつて、現在進行中なのであります。私どもは、政府が御意見を伺いたいと言つてお願いしておきながら、そのお願ひした結論が出ない前に、われわれ政府の意見を申し述べる、そのようなことは、委員会に対して失礼になると存ずるのであります。だから、事の本質上、そのようなことをなしてはならないと考えます。少くとも民主的な政府の態度としては、そのような、あらかじめ予断を与えるような意見を申すべきでないと、このように確信をいたしている

のであります。私は、そのようにまだ理事会においても説明いたし、関係府の諸君も、よく事柄を了承したよな立場を同情するといは御発言が非常あります。この会議の終ったあとに多くの政府の人から聞いてゐるのであります。私は、その態度が唯一の態度であり、正しい態度であつたと思ひます。ただ、もちろん法律論的に言えば、いろいろ理屈はあるでしよう。この決議を求めているのは、ILOといふ国際機関が関係政府にそのような必要な措置をとることを要請しておるに賛成するかどうかを言っておるのです。であつて、日本政府が賛成するかどうかを聞いておつたのではないのだ。従つて、そのような国内問題、ドメスティック・マターで国際問題を議論するのは間違いだといふような態度もあると思います。これは、まさに法律論としては正しいと思います。しかし、われわれがILOの理事会で、高度な政治的な問題まで発展する可能性をはらんでおる問題を処理するときには、そのような單純な法律論だけでは議論ができないのであります。私がもしも反対をしておつたならばどのようなることになるであろうか、もしも賛成しておつたならばどのようになることになるであろうかということを、あらゆる配慮の結果、私は、棄権というのが最も民主的な正しい態度だつたと確信いたしましたので、そのような投票をした次第であります。

ここで、日本政府の意見を聞いて、それで、総会の議題にならなかつたといふことと原口さんから聞きました。そして政府は、早い機会にこの手続をとるべとおっしゃつた。それで、昨年の九月で、労働問題懇談会にこの問題が出てきた。今日四月になつておる。四月になつておるのに、いまだ出ないわけですね、残念ながら。政府はまかしておるべとおっしゃいますけれど、これに関連して、政府は、この四十回の……昨年の六月ですから、そこでそういう早く実施するよう努めたいといふ発言があつて、一応国際信義の上から、労働者グループは了解をしたのだと私は思うのです。了解をして期待をしておつた。ところが今のように、手続はとられておるけれども、なかなか進んでいない、具体的な問題としては、まさかしておるということを経済問題としているほど、ここでは論議になつておる問題です。そういう関係において、実際に理事会が、やはり全体の立場から、促進しようという建前でこういふ決議をされた。保留した立場とおつしやいましたけれども、私は、この関連からいつても、これは労働大臣ともうことになるかもわかりませんけれども、少し努力が足らぬじゃないかと私は思うからこそお尋ねをしておるわけです。

も、前の御発言と今度の御発言について、多少皆さん方に何か誤解を与えやしないかと心配しておるものですかね。私ちょっと御説明申し上げたいと思います。

第一は、調査團を派遣する問題について、日本に調査團を派遣するといふことが論議されたというような今お話をありました。それに對して政府代表は賛成された、こういうふうなお話をございましたが、そうでしたからね。
○藤田藤太郎君 そうは言つておりますせん。明確にするために言つておきたい。私の申し上げたのは、日本に調査團を派遣するというような決議をされたことは言つていないので。調査をす
るといふのは、どこかの國を調査するといふ目的があつて、調査團を派遣するということがきめられるはずです。

○参考人（三城貞雄君） その点について、ちょっと私申し上げます。

実は、これはだいぶ誤解されたのでありますけれども、昨年の理事会においてこの案が出ましたときに、財政委員会に開連する予算に関しての報告書に、國の名があがつておったのであります。これは、各地域から一力国せずつ出しておったと記憶しております。アジアから日本、南米からアルゼンチン

ますが、連中と言つては失礼であります
が、こちらの人たちがやつておられ
る。こういうお話をありました。世間
には……きょうも実は參議院の事務局
の方のお話では、ILO協会とILO支
局とを自分はごっちゃにしておつたと
いうお話がありました。皆さんのうち

にも、多數そういう方があるのじゃないかと思いますが、ILO支局といふものは、ILOという国際機関の出店であります。これを別の形で申しますならば、たとえば、アメリカ政府の出店がアメリカ大使館としてあるわけでございます。ILOという国際機関の全権大使がここにあるわけであります。それが支局であります。ILO協会といふのは、民間の有志が集まって、金を出し合つて作った機関であります。完全な民間の機関であります。しかもこれは、先ほど銅手審議官から、非常に期待を持っておる、援助するというお話をありました。先のことは知りませんが、これは、作った当時私どもは若干関係しておきました。日本政府をそれによって監視し牽制する機関であるということがその主要な目的であります。それで、政府とは何ら関係のない機関であります。それで、このILO支局とILO協会といふものとは、本質的に違つております。一つは、国内の民主的についた機関であります。一つは、国際機関の公けの機関であります。そこの人たちは、絶対に中立を守るべき性質のものであります。ILOの支局長がILO協会の役員をやるというることは間違つておつたわけです、初め機関の人たちは、絶対に中立を守るべから。その点は、私はILOの理事会に行つて、初めてはつきりしてきわたつけですが、ILOの事務局では、それによろしくないということです、そいちら支局が国内のこと首を突つ込むといふことは遠慮してほしいといふ方針になつております。従いまして、実は

きよらも榎井支局長もここにおいでになると承りておりましたが、ILO本部から、それは遠慮してほしいといふような指示があつたというふうと聞いておりますが、まさにそれにそれと終始一貫した態度だと私は思つております。誤解のないようになつておきます。

○藤田藤太郎君 三城さんから、非常に教えられたような発言がありましたけれども、それは、私たちも、支局と明確に協会といふものと支局といふものとの役割といふものははつきりしてお尋ねしておるわけです。誤解のないようにしていただきたいと思います。

○参考人(三城晃雄君) もう一つ参考に……。翻訳の問題であります。先ほど政府代表から、これは、ILO支局の方で翻訳などに責任を持つてもらうべき筋だといふような趣旨の御発言がありました。私の了解しておる範囲においては、ILOは、ちゃんときまつた翻訳しかしないのであります。たとえば、英語をフランス語にするとか、スペイン語にするとか、きまつております。ILOの組織自体は、どこの国の言葉にでもこれは翻訳して提供する義務はないのです。従いまして、ILO支局といふものは、これは、桜井さんがきよう正式に置いてになつたらお話をあると聞いています。もしそれが必要であるということになれば、これは、日本国内の問題であつて、日本政府がやるべき措置ではないかと私は考えております。

○藤田藤太郎君 ILOの支局といふのは、今三つの言葉を標準語として使われておることは、私もよく知つております。しかし、東京に十名の職員を置いて、支局を構成しておる以上、そこ的情報を収集するにしても、その三つの言葉に翻訳しなければなりませんでしよう。または、ILOの今日の活動をやろうとしたら、その國に駐在する職員は、その國の自國語に翻訳をして、それをよく伝えるといふことがあっていいと思うのです。私は、ILOの規律の問題については、これは、飼手さんからその点は聞きたいと思うのですけれども、しかしながら、十人の職員を置くということは、その國に置かれておる職員は、その國の言葉に直して、ILOの活動をより達成するという目的のために置かれておるということは、私は認識しなければ、その國の言葉に翻訳する義務がないからして、そんなものは何だといふようなことは、私はないと思います。これが第一点です。

それから、ILOの協会といふものは、私も初めから関係してきたものですが、今日使用者がここから脱退されております。この歴史を申し上げると、これは議論になるかわかりませんけれども、日本がILOにどうして復帰するか、この復帰するといふことは、国際社会の一員になるといふことである、政府も使用者も労働者も一体における問題の普及宣伝、また国際的にいふことで、五十年に再加盟が認

められたわけです。そうでしょう。そういうことであつて、それが今日まで続いてきて、使用者側が脱退されておるということです。私は、この問題をここで聞こうとは思いません。だから私は、出発の意義と、今日の活動の意義といらものは、一つの大好きな食い違いがあつて、先ほど原口さんは、何かこのILOの協会活動について、使用者が戻ってきて活動をしてもらうことが望ましいということの發言をされました。それは当然の發言だと思います。國民として、これ以上の議論はやめますけれども、そりやう意味の立場を使用者側がなぜとつておられるかということを、私はこの際、聞いておきたいと思うのです。

ことはけつこうであります。日本側味で申し上げたわけです。
○藤田謙太郎君 ILOが使っているのは三ヵ国語です。スペイン語とフランス語と英語です。それは私も知っています。しかし、少くとも今法理論的に、義務があるかないかという問題じやない。憲章と宣言をどう実現するかといふところにILOの総会があり、世界各国も、これが集団して活動する分野があり、執行機関である理事会があり、その理事会、総会でまとまることをもう一つ具体的に執行する事務局があると私は思うのです。そうすれば、駐在しているその国の職員が、その国の言葉に直して普及する役割は、私はあると思う。これを国際的なILOの憲章からいって、義務があるとか、義務がないとかといふ論議をするまでもなく、当然やらなければならぬ仕事じゃないか、私はそう思うのです。そういう意味です。それを言っているだけです。

○参考人(三城晃雄君) や、それは一つの考え方であります。ただ私は、今、藤田さんが言われたような、かなりに日本国内における重大な立場にある責任といふものは、これは支局でなくて、やはりILOを構成している日本政府の責任であると私は考えていましたが、やはり経営者のILOに対する見解の相違かもわかりません。

つ近代的な労使関係をいろいろの話を聞きたい、あるいは育てたいという歩的な経営者もいるのですから、そういう人たちの加入というものを積極的に抑えるということは行き過ぎじやなかろうか。こういう点については、私はもう少し御理解を得たいと思います。

それから、先ほども三城参考人から言われた、調査団の日本との関係ですが、これは、前の理事会において、アメリカ、イギリス、ソビエト、アルゼンチン、日本といふの名前が、事務局案として一応考えられたことは事実です。ただし、そういうことがきまらない以前に用意したということは不見識だという理由のもとに、事務局は撤回しました。そして今度の理事会で、事実調査をするということがきました中に、主要な国に対して調査をするという言葉がありますが、私の考えでは、従来の経過からいって、日本がその対象になる可能性はきわめて強い、しかも、昨年以来 ILO の場で、結社の自由に関して、日本との連闇についていろいろ問題が起つておるので、すから、私は、当然労働組合としては事実調査を望むし、また ILO 自体としても、当然そういう可能性があるということは言えると思います。

れたことと、それから大かた一年たつて、今のが四十一回の総会が開かれようとしているのですけれども、この関係について、どういう工合に感ぜられますか。

○参考人(原口幸隆君) 昨年政府が、批准の可能性についてすみやかに労使の団体に相談をすると言られて、一応委員会としてはそれで了承したというか、確認をしたことになつております。それで、諸外国の印象としては、日本政府が本腰を入れてこの問題に具体的に取りかかるという印象を私は与えたと思うし、また今回も、理事会において、政府代表が、国内において三者構成の委員会をやっておるということを理由にされましたが、向うの受け取り方としては、政府が本腰を入れて具体的に、まあ総会以前においてぐらに結論を出すよくな受け取り方をしたのではないか。少くとも労働者グループの中で、この政府代表の発言があつたあの仲間の話合いで、非常にいいことだと、もうすぐ日本も批准できつけつこうだと、おめでとうということまで、そういう受け取り方をしているのが僕は客観的を受け取り方だと思う。ところが、実態はそうじやないと思うのです。先ほどの飼手さんの話で、私は非常に疑問を感じたのは、民主的な手続によつて委員会に相談をしているから政府は意思表示をしないということは、私はおかしいと思うのです。第一に、この批准の手続の責任といふものは政府にある。政府が積極的に批准をしたいとおなで、それを民間団体に民主的に

お預けして、その言ふことを聞くといふことは、政府の方が権威がないと思う。その証拠には、最低賃金の審議会の方では逆なんだ。つまり審議会の審議の過程の中では、全員一致していないのですよ。ところが政府の方は、その審議会の結論を尊重するどころか、それと違った業者間仲裁というものを一方的に政府は提案しているわけです。ここに非常に民主的じゃない、先ほど飼手さんが言つたような、そういう御都合主義がここに出てゐるというふうに思います。

○委員長(阿具根登君) ちょっと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(阿具根登君) 速記をつけて下さい。

休憩いたします。再開は、午後二時半にいたします。

午後零時三十三分休憩

午後一時四十九分開会

○委員長(阿具根登君) 再開いたしま

層、こういうことで、いろいろ横の連携を持ちながら話を進めていかれるということは、これはILOの性格だらうと思つ。その証拠には、最低賃金の審議官に言わせると、日本としてはちょうど適当なところだ、こういうようないい意見が出る。一方労働者側の代表の原口さんのお話では、日本も理事会にまでつて、こういう、だらしないとおおしやらなかつたけれども、こういう熱意のないことではまことに遺憾にたえない。立法府たる国会においては、もっと積極的にいろいろな問題の検討、審議を進めてくれないか、こういう御意見があつて、全く相反した意見が出てくる。三城さんがこの点について、二十四が多いとか少いとかいう御意見は、私がいないときに出たのかかもしれません、その点は、三城さん御意見は私は承知しておらない。そこで、私こう考るのですが、国内において政府、労働者側あるいは使用者側が対立した違つた意見を持ち、それをそのまま国際会議に反映するといふことも一つの方法ではあるけれども、その国際会議の理事会なり総会なりでいろいろ違つた意見を出し合つて、そうしてその総会なり理事会にて話が円満にまとまるのでなければ、達正なる解決策には私はなるまいと思ひます。従いまして、公けの立場で投票して申しわけございませんが、御承知のように、ILOにおきましては、憲章の方でも、政府、労使がそれぞれ独立した立場で、必ずから見解を持ち得るよう規定せられてありますし、それが立場の意見を開陳すると、こういふのを考え、これはまあ三者それぞれ立場は違うのでありますけれども、労働問題の解決をはかる。いずれにしてもはかるという以上は、それぞれそういう立場は違つたものであるが、それともその

うことなのか、あるいははかる必要もない。それぞれの立場で出て、それぞれの立場の意見を開陳すると、こういふとを一つ伺いたいのと、もう一つ、私は御意見は、私がいないときに出たのか、私こう考るのですが、国内において政府、労働者側あるいは使用者側が対立した違つた意見を持ち、それをそのまま国際会議に反映するといふことも一つの方法ではあるけれども、その国際会議の理事会なり総会なりでいろいろ違つた意見を出し合つて、そうしてその総会なり理事会にて話が円満にまとまるのでなければ、達正なる解決策には私はなるまいと思ひます。従いまして、公けの立場で投票して申しわけございませんが、御承知のように、ILOにおきましては、憲章の方でも、政府、労使がそれぞれ独立した立場で、必ずから見解を持ち得るよう規定せられてありますし、それが立場の意見を開陳すると、こういふのを考え、これはまあ三者それぞれ立場は違うのでありますけれども、労働問題の解決をはかる。いずれにしてもはかるという以上は、それぞれそういう立場は違つたものであるが、それともそのうことなのか、あるいははかる必要もない。それぞれの立場で出て、それぞれの立場の意見を開陳すると、こういふとを一つ伺いたいのと、もう一つ、私は

○参考人(飼手真吾君) 選参いたしました。私は、御意見を開かせていただきたいのと、もう一つ、私は、きわめて簡単なことで一点だけ、まあ何うというよりはかるという以上は、それぞれそういう立場は違つたものであるが、それともそのうことなのか、あるいははかる必要もない。それぞれの立場で出て、それぞれの立場の意見を開陳すると、こういふとを一つ伺いたいのと、もう一つ、私は

○参考人(飼手真吾君) 選参いたしました。私は、御意見を開かせていただきたいのと、もう一つ、私は、きわめて簡単なことで一点だけ、まあ何うというよりはかるという以上は、それぞれそういう立場は違つたものであるが、それともそのうことのか

みになるのかどうか、またそういう努力が繰り返され、努力がなされるのかどうか。私は、そういう努力がなされることがいいのじやないかと思うわけなのであります。ただ、一方憲章ではまだ明瞭に、労使それぞれの代表が政府の責任において指名される——労使がそれぞれ選び出した者の中から、政府が政府の責任において指名する、こういうことは憲章の規定にうたわれているので

され劳及び使の發言その他の御活躍は、政府の責任にもなるのでありますので、現実の問題として、十分に了解を遂げ、お話し合いを進めて、その上で意見をきめていただく。最終的に意見の一一致しないことはやむを得ませんが、それ以前においては、十分にお互いの意見を申し述べて、その中で、可能な範囲においては意見の調節を行う、このことは、どこの国でもやっていることでもありますし、日本においても、総会その他の場所においても話し合っている次第であります。現実にそれが一本に調整されていない点は、御案内の通りでありますが、そのことがまた同時に、ILOの目的に合致するのでございますが、可及的な範囲において紳士的に――必ずしも友好的ではありませんが、紳士的に話し合つてすることは事実であります。

おおしゃったが、圧力とか何とかいろいろござつたが、資本家階級に話すのに、やはり官僚の立場から圧力をかけるんだという考え方、これはもう絶対に一つ避けてもらわなければならぬ。そこで、労働省なりで労働省が仲に立って、労働者側あるいは資本家を集めて、それで、できるだけ意見の調整を円満にはかっていつて、そしてどうしても調整のできな点は、それは仕方がないから、そのまま理事会なり、ILOの総会なりでおやりになる分には、これは一向差しつかえないでしょう。これは、先ほどから私も言つてることである。だから、政府代表が行かれるんだから、それは、あなたのお話のように、政府代表としての意見をそのまま述べることがILOの本筋であるんだ、こうなっていることは、これは、お互にがわかり切つてのことですが、それにしても、先ほど言つたように、二十四という数は、日本として商当だとあなたは言つた。ところが原口さんは、二十四ぐらいじや仕方がないじゃないか、こういう考え方を持って、そして国内においての対策上、やはりここに基本的にスタートの切り方が違つてくる。それで、二十四がいいか、三十がいいか、五十までふやそりか、この問題は困るじゃないか、こういうような話し合いをつけていくためには、やはり政府が中心になつて、やはり円満裡に、行く前に一応の一つ話をし、大体議題はわかっているのだろうと思うから、行く前に一応の話し合いをし

て、そぞろして帰ってきてからも、政府が中心になつて各階層を集めて、いろいろ話し合い、懇談の機会を作り、こういうような努力は、当然私は、労働省としてすべきじゃないかと、こう思つわけなんです。それが、労働省が労働者階層あるいは資本家階層に対し、それぞれの方向に向つての圧力をかける、こういうことじゃない。そういう考え方には絶対これは排撃しなければならぬ。だから、仲へ立つて調停役になつていろいろ政府の立場から、調停役になつて調停をして、そういう総会に臨む。そういうことがいいのではないかと実は私は思つたので、それにについての御意見を伺う、もしもいいとするならば、今後は努めてそういう方法をとられるならば、そして原口さんの方も三城さんの方も相応じて、お互にそういう気持ちになつてもらわなければならぬ、そういうふうになるならば、この理事会の決議なり総会の決議が国内に持つて来られた場合にも、非常に日本の国情なり、あるいは日本の国内法にそこするような問題とか、あるいはそうでない、これは一つ現在の日本の状態を改善して、こういうふうに持つていいといいやしないか、こういふよりな問題とか、いろいろな分析ができる、こういうふうにまあ私は思うのです。私はしろうとで、ILOのこと対立しないで、できるだけ調和した、調停した線が出来られやすくなるのではないか、こういうふうにしろうと流に思つて、一つある程度、全く右左に一向知りませんので、わかりませんが、そういうふうにしろうと流に思つたので、そういう点のお考えを伺つたわけです。これについて、一つ原口さんと三城さんの方に、御意見を聞かしていただきたいと思います。

○参考人(原口幸隆君) ただいまののちに
話については、私は、態度としては賛成です、それで、できるだけ、重要な議題になりそうな問題について、事前に話し合い、そして一致点を求めるの努力をお互いがする、そういう場を持つということについては、非常にけつこうだと思います。今まで政府としても、積極的にそういうような場を正真正銘にこしらえてやったということを私は知りません。ただ、一番問題になるのは、抽象的にはそれでいいんですが、実際問題として、たとえば今、日本の労働組合の中で中心になつてゐる結社の自由の問題がありますが、この問題について、われわれの方は批准をしてほしい、そして日本の二百万近い労働者が基本権を持っていない、あるいは外国から見るときわめて非常識な、組合を自由に作つて、自由に役員を選べるというこの条約の骨子である精神が国内法によって否定されているというようならぬことを何とか解決したいという労働者側の希望を事前に政府に持ちかけてみても、結局とんでもないといふような話になつて、実際に具体的な話し合いで入りまますと、なかなかできないわけです。従つて、私の希望としては、やはりこの結社の自由を例にとりますと、すでに外国では三十一カ国批准をしておるわけです。こういうような重要な問題について、国会等が、特に政府のことを国民全体に知らせる、そのことの中からいい結論が出てくるのじゃないか。今のところは、国民の目の前で審議されるといふよりも、政府が

こういった問題はとてもできないと、ある組合とは交渉できないというような、そういうよりな態度を強硬に持ち続けているところから、いろいろなそごが出てきているといふうに、組合の方からも思われるわけあります。
○参考人（三城尾雄君）それじゃ私がお答えいたしますが、ILOの組織運営自体から申しますと、あくまで三者独立ということになつております。これは、先ほどからたびたび申し上げているところです。それから政府代表は、各國代表かなり独立であります。が、使用者側に關しては、おそらく労働者側もそうらしいのですが、この使用者側全体としての自主的な意識の統一といいますか、そういうふうなことをやることになつております。これを何と申しますか、使用者グループの自治とILOでは称しております。従いまして、その点における考慮も若干必要なわけであります。しかしながら、皆さん方の御意見の通りに、日本は日本としてのまた共通の基盤もあるだろう、事前事後の調整といふことも必要ではないかといふ御意見に対しては、私も賛成であります。

ただ問題は、実際の運営上の問題であります。ILOの議題関係の資料が御承知のように外國語で参りまして、それが非常に各会議の切迫したときに送つて参ります。第一、これを各グループの意識を統一することやら現状においては困難であります。そういうところで適当にそしゃくして、その労働者は労働団体、政府は政府というわけで、三者が政府を中心を集めつていろいろ協議するには、三者それぞれ

がまだ意見がまとまつていらない、あるいはまた、代表を選ぶ場合に、理事会はきまつておりますけれども、総会とかその他の委員会の代表を選ぶ場合には、労使それが自主的な推薦になります。話がまとまりやすいグループもありましようが、なかなかいろいろな事情で推薦しない。労働省は待つている、その代表が出発まぎわまできちんとこともありまして、労働省の方で話をまとめようにも、なかなか時間が余裕もありません。そういうふうないろいろな困難のために、従来は、必ずしも労働省の方でそれだけの措置をとつておられない。これは、原口さんのおわれる通り、ただ簡単に辞令を渡す、顔を合すという程度のことです。

○委員長(阿具根登君) 午前中報告申

し上げておりました、日本ILO協会

副会長の川西参考人がただいま御出席

いたときましたので、御意見を求めた

いと思います。あらかじめ御連絡申し

上げておきました事項について、御意

見の発表をお願いしたいと思います。

その後皆さんを含めて御質問を続行い

たみたいと思います。かように思いま

すから、どうぞよろしくお願ひいたし

たいと思います。

○参考人(川西実三君) 私自身の資格

は、ILO協会の副会長、会長どうし

ても出られませんので、出ることにな

なった次第でございます。

いたときました御書面には、いろい

る項目が掲げてございますが、私自

身が意見がましく申し上げることは、

これは、それらの問題に関連して、こ

のILO協会というものがどういうふ

うな考え方あるいは感じ方を持ってい

るかということ以外に出ることはでき

ません。この席において話し合いがあつたそ

うりまして、おくれて参りまして、

私は、すでにありますのは午前にま

で話をしておられたことは、あるい

うとおられない。これは、原口さん

の言わる通り、ただ簡単に辞令を渡

す、顔を合すという程度のことであ

ります。

○委員長(阿具根登君) 午前中報告申

し上げておりました、日本ILO協会

副会長の川西参考人がただいま御出席

いたときましたので、御意見を求めた

いと思います。あらかじめ御連絡申し

上げておきました事項について、御意

見の発表をお願いしたいと思います。

その後皆さんを含めて御質問を続行い

たみたいと思います。かように思いま

すから、どうぞよろしくお願ひいたし

たいと思います。

○参考人(川西実三君) 私自身の資格

は、ILO協会の副会長、会長どうし

ても出られませんので、出ることにな

なった次第でございます。

いたときました御書面には、いろい

る項目が掲げてございますが、私自

身が意見がましく申し上げることは、

これは、それらの問題に関連して、こ

のILO協会というものがどういうふ

うな考え方あるいは感じ方を持ってい

るかということ以外に出することはでき

ません。この席において話し合いがあつたそ

うりまして、おくれて参りまして、

私は、すでにありますのは午前にま

で話をしておられたことは、あるい

うとおられない。これは、原口さん

の言わる通り、ただ簡単に辞令を渡

す、顔を合すという程度のことであ

ります。

○委員長(阿具根登君) 午前中報告申

し上げておりました、日本ILO協会

副会長の川西参考人がただいま御出席

いたときましたので、御意見を求めた

いと思います。あらかじめ御連絡申し

上げておきました事項について、御意

見の発表をお願いしたいと思います。

その後皆さんを含めて御質問を続行い

たみたいと思います。かのように思いま

すから、どうぞよろしくお願ひいたし

たいと思います。

○参考人(川西実三君) 私自身の資格

は、ILO協会の副会長、会長どうし

ても出られませんので、出ることにな

なった次第でございます。

いたときました御書面には、いろい

る項目が掲げてございますが、私自

身が意見がましく申し上げることは、

これは、それらの問題に関連して、こ

のILO協会というものがどういうふ

うな考え方あるいは感じ方を持ってい

るかということ以外に出することはでき

ません。この席において話し合いがあつたそ

うりまして、おくれて参りまして、

私は、すでにありますのは午前にま

で話をしておられたことは、あるい

うとおられない。これは、原口さん

の言わる通り、ただ簡単に辞令を渡

す、顔を合すという程度のことであ

ります。

○委員長(阿具根登君) 午前中報告申

し上げておりました、日本ILO協会

副会長の川西参考人がただいま御出席

いたときましたので、御意見を求めた

いと思います。あらかじめ御連絡申し

上げておきました事項について、御意

見の発表をお願いしたいと思います。

その後皆さんを含めて御質問を続行い

たみたいと思います。かのように思いま

すから、どうぞよろしくお願ひいたし

たいと思います。

○参考人(川西実三君) 私自身の資格

は、ILO協会の副会長、会長どうし

ても出られませんので、出ることにな

なった次第でございます。

いたときました御書面には、いろい

る項目が掲げてございますが、私自

身が意見がましく申し上げることは、

これは、それらの問題に関連して、こ

のILO協会というものがどういうふ

うな考え方あるいは感じ方を持ってい

るかということ以外に出することはでき

ません。この席において話し合いがあつたそ

うりまして、おくれて参りまして、

私は、すでにありますのは午前にま

で話をしておられたことは、あるい

うとおられない。これは、原口さん

の言わる通り、ただ簡単に辞令を渡

す、顔を合すという程度のことであ

ります。

○委員長(阿具根登君) 午前中報告申

し上げておりました、日本ILO協会

副会長の川西参考人がただいま御出席

いたときましたので、御意見を求めた

いと思います。あらかじめ御連絡申し

上げておきました事項について、御意

見の発表をお願いしたいと思います。

その後皆さんを含めて御質問を続行い

たみたいと思います。かのように思いま

すから、どうぞよろしくお願ひいたし

たいと思います。

○参考人(川西実三君) 私自身の資格

は、ILO協会の副会長、会長どうし

ても出られませんので、出ることにな

なった次第でございます。

いたときました御書面には、いろい

る項目が掲げてございますが、私自

身が意見がましく申し上げることは、

これは、それらの問題に関連して、こ

のILO協会というものがどういうふ

うな考え方あるいは感じ方を持ってい

るかということ以外に出することはでき

ません。この席において話し合いがあつたそ

うりまして、おくれて参りまして、

私は、すでにありますのは午前にま

で話をしておられたことは、あるい

うとおられない。これは、原口さん

の言わる通り、ただ簡単に辞令を渡

す、顔を合すという程度のことであ

ります。

○委員長(阿具根登君) 午前中報告申

し上げておりました、日本ILO協会

副会長の川西参考人がただいま御出席

いたときましたので、御意見を求めた

いと思います。あらかじめ御連絡申し

上げておきました事項について、御意

見の発表をお願いしたいと思います。

その後皆さんを含めて御質問を続行い

たみたいと思います。かのように思いま

すから、どうぞよろしくお願ひいたし

たいと思います。

○参考人(川西実三君) 私自身の資格

は、ILO協会の副会長、会長どうし

ても出られませんので、出ることにな

なった次第でございます。

いたときました御書面には、いろい

る項目が掲げてございますが、私自

身が意見がましく申し上げることは、

これは、それらの問題に関連して、こ

のILO協会というものがどういうふ

うな考え方あるいは感じ方を持ってい

るかということ以外に出することはでき

ません。この席において話し合いがあつたそ

うりまして、おくれて参りまして、

私は、すでにありますのは午前にま

で話をしておられたことは、あるい

うとおられない。これは、原口さん

の言わる通り、ただ簡単に辞令を渡

す、顔を合すという程度のことであ

ります。

○委員長(阿具根登君) 午前中報告申

し上げておりました、日本ILO協会

副会長の川西参考人がただいま御出席

いたときましたので、御意見求めた

いと思います。あらかじめ御連絡申し

上げておきました事項について、御意

見の発表をお願いしたいと思います。

その後皆さんを含めて御質問を続行い

たみたいと思います。かのように思いま

すから、どうぞよろしくお願ひいたし

たいと思います。

○参考人(川西実三君) 私自身の資格

は、ILO協会の副会長、会長どうし

ても出られませんので、出ることにな

なった次第でございます。

いたときました御書面には、いろい

る項目が掲げてございますが、私自

身が意見がましく申し上げることは、

これは、それらの問題に関連して、こ

のILO協会というものがどういうふ

うな考え方あるいは感じ方を持ってい

るかということ以外に出することはでき

ません。この席において話し合いがあつたそ

うりまして、おくれて参りまして、

私は、すでにありますのは午前にま

で話をしておられたことは、あるい

うとおられない。これは、原口さん

の言わる通り、ただ簡単に辞令を渡

す、顔を合すという程度のことであ

ります。

○委員長(阿具根登君) 午前中報告申

し上げておりました、日本ILO協会

副会長の川西参考人がただいま御出席

いたときましたので、御意見求めた

いと思います。あらかじめ御連絡申し

上げておきました事項について、御意

見の発表をお願いしたいと思います。

その後皆さんを含めて御質問を続行い

たみたいと思います。かのように思いま

すから、どうぞよろしくお願ひいたし

たいと思います。

○参考人(川西実三君) 私自身の資格

は、ILO協会の副会長、会長どうし

ても出られませんので、出ることにな

なった次第でございます。

いたときました御書面には、いろい

る項目が掲げてございますが、私自

身が意見がましく申し上げることは、

これは、それらの問題に関連して、こ

のILO協会というものがどういうふ

うな考え方あるいは感じ方を持ってい

るかということ以外に出することはでき

ません。この席において話し合いがあつたそ

うりまして、おくれて参りまして、

私は、すでにありますのは午前にま

で話をしておられたことは、あるい

うとおられない。これは、原口さん

の言わる通り、ただ簡単に辞令を渡

す、顔を合すという程度のことであ

ります。

○参考人(川西実三君) 私自身の資格

は、ILO協会の副会長、会長どうし

がうまく動いてないのですが、いずれにいたしましても、総会の書類につきましては、まずまず書類は早く参りましたが、その他の、午前中お話しました産業別委員会であるとか、理事会の書類等は、どうしても加盟国関係書類がおくれる結果、主としてそれが理由であります。

○説明員(飼手真吾君) 会議関係の書類は、非常に正確を必要としたましまして、まあ学生アルバイトにやらせるといふようなわけにはなりません。正確な翻訳を確実にやらなければなりませんのでおのずからこの翻訳が限定され参ります。

○高野一夫君 そういうことはわかつてゐるのです。幾日くらいかかりますかということだけ。

○説明員(飼手真吾君) 翻訳の日数でございますが、向うから出て参ります。

○高野一夫君 私は、先ほどあなたが二百五十ページくらいの書類が来るときおっしゃるから、例をあげて、二百五

十ページの書類でどのくらいかかるかと、ほつきり量を限つて聞いておる。

○説明員(飼手真吾君) 二百数十ペー

ジにわたるもの時間の問題につきましても、おそらく二週間はどうしてもかかると思います。

○高野一夫君 実は、私は自分のこと申しあげるのはおかしいが、私も田

川西さんの方の協会のあるいはお仕事になることかもしれません、特に労

働省側としてはその点に極力努力していただきたい。これは私は希望してお

ります。

それにつきましては、実は労使、政府ともどもに、同じ書類を使わなければなりませんので、三ヵ所で別々に処理をせずに、能率的に処理をするようなことを今後工夫をいたしまして、可及的すみやかに翻訳その他趣旨の徹底をはかつて参り、代表決定出発前に、十分の打ち合せあるいは意見の決定ができるよう努力いたしたいと存じます。

○高野一夫君 参考人に伺いますが、二百五十ページの横文字をとおつしやるが、国際会議では、労働関係に限らず、すべてが横文字です。あるいはフランス語、英語、ドイツ語、いろいろある。そこで、二百五十五ページの横文字が、フランス語か英語か知らぬけれども、それを労働者が訳すのに、どれくらい時間がかかるのですか。お役所の仕事の運び方の参考にも、伺っておきたい。私は、これは経験がある。

おそくはないと思うけれども、そういうところにもやはりいろいろな仕事の運び方が円滑に行く、いかぬということがわめて単近なところに出てくると思いますので、どうか一つ十分そぞろに御注意を願つて、そして、できるだけ急いで労働省あたりが翻訳をして、そうして関係者に配つてあげる。その方が関係者も助かり、相談をして、意見をまとめていくにも早道であらうと、こう思ひるので、一つこれは川西さんの方の協会のいはお仕事になります。

○木島虎藏君 三城さんでもどなたでもいいのですけれども、一つ聞きたいのは、ILOに加盟しておられる各国

の経済事情、文化の程度、労働組合の歴史、その他が非常に複雑だと思うのです。その国の事情がそれぞれあると思ひます。それに対しまして、ある問題を提起して、これをILOの全体の意見としておきめになる場合に、その各國のそれらの事情がどの程度に参酌されるのですか。この点まず第一に。

○参考人(三城晃雄君) 経営者側とい

うことについては相当神経質といふことです。それで専門家がそういうふうに考へておられます。

○参考人(原口幸蔵君) 労働側から申しあげますと、特にこの点は労働者グループの中では各國の事情の違いといふことがあります。それで専門家がそういうふうに考へておられます。

○参考人(木島虎藏君) 先ほど私の聞いたのがちょっと誤まりだつたら訂正していただけばいいんですが、三城さんのお話の中に、ILOのいろいろの決定事項は一つの理想であつて、というようなお話をありましたが、どうですか。

○参考人(三城晃雄君) 理想であつて、というようなわけじゃなくて、つまりILOの会議においては、賛成投票がありましたが、どうですか。

○参考人(木島虎藏君) そのが非常に低い場合には、やはりそれが、重大に考へております。というの

は、やはりある國の労働条件といふものが非常に低い場合には、やはりそれが、重大に考へております。

○参考人(三城晃雄君) ただ影響を他の國の労働者に与えます

ので、与えられている労働条件といふものができるだけ均衡化したいといふ

ことが非常に低い場合には、やはりそれが、重大に考へております。

○参考人(木島虎藏君) そのが非常に低い場合には、やはりそれが、重大に考へております。

○参考人(三城晃雄君) そのためには、非常に多くの票が非常に多く、反対が非常にまれ

たしまして、ILOの議題に関連して、各國の労働事情といふものはあまりに重要視いたしません。むしろ、われわれとしましては、ことに総会の場合には、日本の経済事情とその議題との関連といふことはかなりに研究いたしました。それで、ILOの議題に関連して、各國の労働事情といふものはあまりに重要視いたしません。むしろ、われわれとしましては、ことに総会の場合には、日本の経済事情とその議題との関連といふことはかなりに研究いたしました。

○参考人(木島虎藏君) そのが非常に強い。特に日本に対する影響が非常に強い。特に日本に対する影響が非常に強い。特に日本に対する影響が非常に強い。特に日本に対する影響が非常に強い。

○参考人(三城晃雄君) そのが非常に強い。特に日本に対する影響が非常に強い。

○参考人(木島虎藏君) そのが非常に強い。特に日本に対する影響が非常に強い。

理想として考へてゐるからではないかと私が解釈してゐる。こういう意味でしてですが、先ほどの中で、賛成をしておいて十年も批准しない国があるというお話をございましたが、そういう場合に、罰則といえどもおかしいです。

○木島虎藏君 それから、それに関連

してですが、先ほどの中で、賛成をしておいて十年も批准しない国があるというお話をございましたが、そういう場合に、罰則といえどもおかしいです。

○参考人(三城見雄君) 私の知つている範囲内においては、ないと思ひます。それは政府代表の方で、もう少し正確にお答え願いたいと思います。

○説明員(飼手真吾君) 戦前の古いところは存じませんが、戦後につきましては、特に私が政府代表になつて以後は、総会で賛成したものには必ず批准を示しております。

○木島虎藏君 戦前の古いところは存じませんが、戦後につきましては、特に私が政府代表になつて以後は、総会で賛成したものには必ず批准を示しております。

○参考人(三城見雄君) 私の知つている範囲内においては、ないと思ひます。それは政府代表の方で、もう少し正確にお答え願いたいと思います。

○説明員(飼手真吾君) 戦前の古いところは存じませんが、戦後につきましては、特に私が政府代表になつて以後は、総会で賛成したものには必ず批准を示しております。

○木島虎藏君 それから、これはちょっとお聞き間違いかどうか、原口さんにお伺いするのですが、先ほどのお話の中に、ストラッカの労働者の作った商品は、何か信用がないとか何とかといふことをおつしやつたのですが、それはだれに信用がないのですか。どういうお話をなんでしょう。ちょっとお伺いしたい。初めて聞いたので……。

○参考人(原口幸隆君) これは、むずかしい議論じゃなくて、特にヨーロッパにおいて言われている普通の言葉だ

力でILOは続けておる。こういうふうにお伺いする側の国として、それが正當な労働条件の上へ作られていないと

労働者の作った商品を輸出する場合に、受け取る側の国として、それが正

当な労働条件の上へ作られていない

いう意味でソーシャル・ダンピングと

か、チープ・レーバーとかといふ汚名

によってその商品の権威を傷つけると

いうお話をございましたが、そういう

場合に、罰則といえどもおかしいです。

○木島虎藏君 わかりました。

○山本經勝君 川西さんにちょっとお伺いしたいのですが、ILOの基本的

な考え方は、いわゆる憲章の中で明ら

かにされているように、平和を確保す

るために一部の貧困もなくさねばな

らぬ一部の貧困が全体の繁栄を阻害

することになるのだ、こういうふうに

宣言の中に言われておるわけです。

ですから、こう私は受け取るのですよ。

ILOで言われておるいわゆる一部の

貧困が全体の繁栄を阻害するといふお

伺いするのですが、先ほどのお話

の中に、ストラッカの労働者の作った

商品は、何か信用がないとか何とかとい

うことをおつしやつたのですが、そ

れはだれに信用がないのですか。どう

いうお話をなんでしょう。ちょっとお

伺いしたい。初めて聞いたので……。

○参考人(原口幸隆君) これは、むず

かしい議論じゃなくて、特にヨーロッ

パにおいて言われている普通の言葉だ

うふうにお伺いしておる

立つと思うのですよ。そこから今度は

それと解消させる、こういう考え方だ

と考へておるのですよ。ですから、そ

うしますと、つまり今の時、今の場所

と私の聞き間違いかどうか、原口さん

にお伺いするのですが、先ほどのお話

を示しております。

のある解釈といふやうなことをする能

力も資格もございませんが、しかし

ILOのあの精神といふのは、各国、

ことには程度の低い所が相当努力をして

いくべき要素を含んでおるだらうと思

います。そういう意味における努力、

社会を一歩々々改善進歩させるとい

うだけございまして、あの宣言自身

の正しい解釈がどうであるということ

については、ちょっとお答えをする力

も資格もございません。

○山本經勝君 今、申し上げたよう

な基本的な精神は、私は一応質かれてお

ると解釈しておりますけれども、今

川西さんのお話をすると、権威ある解釈

と言われますが、そうかたくなにお考

えにならなくてもよろしいのじやない

かと一般的に考へるのです。

そこで、もう一点お伺いしておきた

のは、国際関係の労働条件あるいはそ

の他社会保障制度といったようなもの

が中心になつておりますから勢い国の

実情によって、あるいはその国々が持つ

ている法律制度等と抵触する場合があ

り得るとわれわれは考へておる。ですか

ら、その場合にどちらを直すのかとい

うことになると、一応各國が集まつて

専門的な知識を網羅して検討して得た

結論に対し、関係加盟各國が努力を

して、歩み寄る、寄せていくといふ努力

が期待されておると解釈することに

ついてはどうお考へになりますか。

○参考人(川西実三君) さつき申し上

うことが起り得ると思うのです。日本

には昔から尺貫法度量衡があるが、

これがそれを機関によって選出

され、政府で任命をされて、少くと

もその国の三者を代表する権威がある代

表として国際会議に送られながら、自

己の意思に反する表决をしてきたとい

うことは、これはその代表の権威をは

なはだしく失墜するばかりでなくて、

ILOの議決そのものに重大なこれは

疑点を残すものだと私は思う。これは、

どのように三城さんがお考へになるか

ではなくして、このILOの権威にか

けてこの問題はお伺いをしておかなければならぬ。そのことに私はILOの重

大な使命があるように理解しているので

ですが、この点はどうですか。

○参考人(川西実三君) 私御意見のよ

うに感じております。

○片岡文重君 三城さんにお伺いした

のですが、先ほど木島委員からも

ちょっと確められていましたよですが

、この点はどうですか。

○参考人(川西実三君) 私御意見のよ

うに感じております。

○片岡文重君 三城さんにお伺いした

のですが、先ほど木島委員からも

ちょっと確められていましたよですが

、この点はどうですか。

○参考人(川西実三君) さつき申し上

げましたように、権威あるといふよう

なことを抜きにして、ということです

たら、私はそういうふうにしていきた

うふうに考へております。

かかわらず賛成の意思表示をする者が

多いといふことになると、このILO

においてなされた表决といふものはは

なはだしく私は権威を失うものだと思

う。特に各国から政府並びに労使そ

れぞれぞれの機関によって選出

され、政府で任命をされて、少くと

もその国の三者を代表する権威がある代

表として国際会議に送られながら、自

己の意思に反する表决をしてきたとい

うことは、これはその代表の権威をは

なはだしく失墜するばかりでなくて、

ILOの議決そのものに重大なこれは

疑点を残すものだと私は思う。これは、

どのように三城さんがお考へになるか

ではなくして、このILOの権威にか

けてこの問題はお伺いをしておかなければならぬ。そのことに私はILOの重

大な使命があるように理解しているので

ですが、この点はどうですか。

○参考人(川西実三君) 私御意見のよ

うに感じております。

○片岡文重君 三城さんにお伺いした

のですが、先ほど木島委員からも

ちょっと確められていましたよですが

、この点はどうですか。

○参考人(川西実三君) さつき申し上

げましたように、権威あるといふよう

なことを抜きにして、ということです

たら、私はそういうふうにしていきた

うふうに考へております。

必要でありますので、結局において、

別問題として、反対をしているにも

か

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

い

う

○片岡文重君 私は、参考人の御意旨を代表して、この会議に出席をする以上は、ILOの憲章なり、条約なりを知らずして出ておるのはおそらくないはずです。ことに条約の形をとるか、勧告の形をするかということは、その一つ一つの案件の処理に当つて、理事会において相談をされて決定をされるけです。従つて、国内に帰つて、これははどうしても批准をすることになつておるのじやないですか。少くとも条約という形をとられるからには、当然、当然といふ言葉を使っていいかどうかわからぬことになるかわかりませんが、少くとも勧告も、國際信義の上からいって、その条約の表決に賛成をした国々は、帰つて、当然立法機関にはかり、批准の手続を可及的すみやかにるべき道義的情責任が私はあると思う。それらのことには、十分、この代表の諸君は知つておるはずなんです。單にこれは個人としては賛成だから、これは個人としては理想だからとらへ、もしくはこの表決に軽々に意思表示はできないはずです。やはりこれは、自國に帰つたら、とうてい批准はできぬんだろうといふふに考えた場合も、これは、内容

成の意思表示はできない。これは賛成であつても表決権はない。したがつて、これに賛成してきなうかといふことに、反対をなさうかといふことに、どなうかといふことになる。この問題は、いかにも複雑である。たゞ、この問題は、いかにも複雑である。たゞ、この問題は、いかにも複雑である。

のは場合には賛成です。な
ったものに
めていってい
なると、この
ものかという
と思う。この
は、著しく信
なつてくると
は、そういう
は、そなう
に出席をされ
点を重ねてお
三城さんのそ
りましようか
見解を私は拘
から、ソ連が
つて特色とす
いうところか
のか、ついで
今、ボートの
は、私の説明
の誤解がある
す。私がそな
はなくして、
、あるいは条
約の実績を見
ますが合わない
をどう解釈し
はない。私がそ
た。私がそな
やない。私が
御質問であれ
ぞれ賛成するの
を賛成するの
に考えており

ます。ただし、七十八カ国中の國が表の性格、考え方、なかなかこれは一律には参りませんので、いろいろな考え方を持つている人もあり、いろいろな態度をとる人もありますよう、まあそういう國もありましよう。従いましてILOの条約というものは、直ちにその国を、各國を束縛するようになつていいない。持つて帰つてゆつくり研究して、その国に適応すれば批准する適応しなければごめんこうむるといふことに、憲章がなつてある。それだけはの幅を持たしている。それがILOの性格だと私は思つてゐる。それで大体よろしくうござりますか。

それからもう一つ、ソビエトの問題につきましては、これはILOの使用者グループで、ソ連には自由がない、従つてソ連の使用者代表なるものは、われわれの言う使用者代表とは認めがたいといふ満場一致の結論に達しております。それを御紹介しておきます。

○片岡文重君 私は不幸にしてこのILOの会議に出席をいたしておりませんので、出席をされた三城参考人にこういうことを申し上げるのは、あるいは訳通に説法かと思ひますが、少くとも私どもはこの翻訳をされた國際労働条約を拝見しますと、なるほどおつしゃるよろに、条約等の場合と勧告の場合では、先ほど私が申し上げた通り相当な違いがある。で、条約の形式をもつてしては、相当表决に困難がある、持ち帰つて多くの賛成が得られないものと思うのです。言いかえれば、これはそういう二つの方法が認められておつて、なおかつ条約の形式をとつた

場合には、少くとも勧告に比べて条約の形をとったものについては、各国とも一日も早く批准の手続をとるべき私は道義的な責任は少くともあるものだと思う。またそういう考えに立って、これを批准させる努力をしなければ、こういふ会合は別に国際法上規制されるものでない——たとえば海運条約であるとか、関税条約であるとか、郵便条約であるとか、そんじふうな相互に直接利害関係を持つ、従つてまた直接に双方かたく規制しているといふような条約と違うのですから、一にかかつてこれはその会議に参加している各国の道義的な誠意の問題にかかってくると思うのです。従つて、これはあくまでもこの条約に賛成を表した場合に、国内立法が直ちにこれの批准を許さないというのなら、その批准の可能になるように、立法措置を講ずるなり、現行法の改正をするなり、政府は率先してその努力をすべきであるし、国会はこれに協力をし、せつかく成立した条約案に対しても効力を生ずるようには私はすべきだと思う。この点についての三城参考人の御意見を一つ伺いたいとのと、それからもう一つ、先ほどおつしやられたようですが、表決の問題ですが、どうも先ほどの御意見でも、数の上にこだわつておから、数や形の上ばかりでは、そういうことは言えぬのだということで、表決の内容に疑義があるということをおっしゃられたようですが、表決に参加する場合に、賛意を表すときは、やはりこれは内容としても望ましいものであり、固に持ち帰つてすみやかに批准の手続をとるべきである、こうぞれの代表の諸君は考えられて私は賛成したものだと解釈しておる。ただ

持ち帰った場合に、その國々の事情で、なかなか実現しなかつた、こういうことであつて、あくまでも、この表決に参加される代表の諸君は、眞實にその案件は正しいものであり、好ましいものであり、われわれが代表として贅成をするのにやぶさかでない。進んで贅意を表するか、消極的に賛成を表するかは別問題として、少くとも眞實にこれは正しいものだ、帰つて批准をしなければならない、こういう考えに立つて、私は表決に参加をし、贅成をしたものだと信じたいのです。けれども、たまたま持つて帰つたその結果が、その國の事情によって批准できなかつたということと、この表決の際に、そういうことを考えずに、道義的な責任も考へないで、まあまあこの場合反対するも、数が少いし、格好が悪いから、贅成をしておこう。まあこんなものは持つて帰つたつてもしようがないけれども、理想だから手でもあげておこう。こういう不謹慎な態度であつていいのか。私は決してそんなものではないと思う。少くとも、使用者代表がもしもそういう、持つて帰つても果して批准されるかどうかわからぬいのだといふような懸念を持つて今までの会議に参加されたとするなら、これは今までのこの条約に対して、はなしはだしい権威の失墜であるし、言いかえれば、裏からいえば、だからこそ、今までこれら重要な諸条約がさっぱり批准もできなかつたのだ。少くとも日本の國においては、政府も使用者代表も、さっぱりこれに熱意を示されなかつた過去の実績から見て、なほほど、どういう御意見を伺つてみれば、もつともだとうなづけない節もな

いではないということにも私はなるべくかと思つ。しかし、これはひとり日本のかの使用者代表だけがそうであつても、この会議に参加される多くの代表者諸君は、私はそんな権威のないものではない、そんな不誠実なものではないと信じたいのです。私は三城参考人が、今もなお、そういう表决に当つての代表の考え方といふものがそんなに信意るものなのなどどうか、少くとも使用者側委員がそんなにも信意もなく、帰つてから批准の道義的な責任も考えず、今まで表决されてきたのかといふことについて、はつきりとした一つ御意見を伺つておきたい。以上二点についてお伺ひします。

ループの代表であり、理事であり、副理事である。だから、まるで私らの受ける感覚からいと、全然日本の経営者の関係とは違よるな立場で御発言があつたわけです。私は、やはり何と、いつも三城さんが出でこられた、代表に選ばれる場合、理事に選ばれていう条件は、経営者の代表といふ、日本の経営者の代表という条件のもとに選ばれている立場だと思うのです。そこから離れて三城さんは副理事でもなければ代表でもないと私は思ふのです。そういう立場からいと、午前中の質疑が、非常にどうも私はお聞きしたいと思っておつたのですが、午後になりましたが、非常にここへ出でてこられた、副理事としておいでになつたことは、これはそういう格好でございましょうけれども、あなたを出している基盤というものは、日本の経営者団体である、こういう工合に理解する以外に私はないと思うのです。だから、そういう立場で、今、たとえば先日のILOの理事会における第一項の決定、第二項の決定に賛成されたということは、何と書われても、ああいうものが必要だという立場で賛成されたただと私はそう思う。そういう工合に理解していいですね。

て、そして政府に任命されて出て行く政府の旅費において出て行くわけありますから。あくまでもこれは日本の代表部の使用者代表である。従つて、日経連に基盤を持つております。総会において私の言動は、従つて、日経連の意思とは申してよろしい。しかしながら、総会におきまして、運用上は、藤田さんも御経験の通りに、使用者は使用者、労働者は労働者として、グループとしての自治に基いて意識統一その他やりますので、全部が全部日経連の意思とは申されません。されど、これはやむを得ないのであります。しかしながら、理事会におきましては、これは日経連が推薦したわけではありませんし、日経連の代表という立場でもありません。使用者グループでそれがいいかということは、個人的な顔で選舉している。しかも、選舉したのは使用者グループといふものが、グループといふものがILOにおいてはっきりとした存在として認められている、公けに認められている。この公けに認められた使用者グループが互選してできたわけであります。従つて、グループの代表といつた方がいいのです。会議に出ますのも、日経連から辞令が出るわけでもありませんし、旅費が出るわけでもありません。金然私孤影しよう然として一人で行って一人で帰つてくる、こういうことがあります。

ければ労働者の代表でもない。そういうことの基礎は、日本の使用者代表であり、労働者代表であり、政
府代表であるといつ建前によって選ばれている。ILOの使用者グループと労働者グループで選ぶことの原則がくずれてしま
たら、私は話にならぬと思う。三者構成の会議で、それでこそ選ばれている。私は、だから、その点はあなたはそ
うおっしゃるのですからこれは以上は言いませんけれども、そういう感じで、三者構成といふうまみといふものは私はほ
り生まれてこないと思うのです。日本の使用者代表として、その代表者である原口一郎さんを副理事長とし、世
界の使用者グループが日本の使用者代表の三城さんを副理事長とか理事とかに、世間の使用者グループが日本
の基礎団体から浮いたような格好で選ぶのでありますから、そんな自分
は代表ということにならないと思
う。極端な発言をすれば、それじゃ使
用者グループ、労働者グループでどん
な職員でもそれでは代表にしておけば
いいのですが、そらは私はいかないと思
う。まあ、その問題はよろしくうござ
います。

するといふ機関から經營者が脱退をされ、經營者の中でもILOの問題に非常に熱心な人があつて入ろうとする者ですが、それじや日本の經營者団体としては所期の目的ということ、それから憲章や宣言の関係からいつて、どういう工合にILOを見ておられるのかということが私は聞きたくなつてきたわけです。なぜかといふと、私はILOの、たとえばフィラデルフィア宣言の根本原則の(1)(2)(3)(4)と四つの問題が掲げられております。それから山本委員が、一部の貧困は、全体の繁栄にとって危険である。といふ、これは私は非常にいろいろなところに通じている問題だと思う。何といつても国際社会、貿易、日本の経済活動、それからそれが発展する各国との貿易活動といふ関係におきましてどうしても努力をしなければならぬし、この一員にならなければ日本の経済発展、繁栄もあり得ないじやないかと、いふことは、根本的に……その当時の活動の中には日本の經營者もあつたと思うのです。ところが、そこからきよりは脱退されると、いうのですから、日本の国内で普及する団体から脱退されるというのですから、そのところが僕らにはどうしてもわからぬ。国際貿易について日本は昔チーフ・レーバー、ソーシャル・ダンピングといふことが非常に問題になりました、最近におきましても日本の商品が私はこの問題だけだと申し上げませんけれども、ボイコットを食つております。しかしその大きな、私自身が判断をした大きな壁といふも

のは、これは苦汗勞働の上においては、られた品物であるというような形で、その国の労働団体が、労働組合が、このボイコットに対する一役をかって、いう面からいっても国内的には ILO の最低基準を上げるということ、これが日本の経済回転に必要なものじやないか、こう思つてはいる。ところが、日本の中の經營者団体はこの ILO 国内普及委員会については熱心さがないと思う。だんだん、そこで私は日本の經營者団体が ILO にとっておられる考え方と、ILO が国内で国民に知らしめるといふのに対する經營者の考え方を私は三三さんにお聞きたいと思います。

席の私の立場、それからこの会合の趣旨その他から判断しまして、私はまだ他の機会に藤田さんなんかとゆつくりお話ししてもいいと思いますが、きょうはその問題については申し上げません。ただ、先ほどからのどなたからもありましたが、ILO自身に対する態度はどうか。私は、副理事という立場から考えまして、ILO自体については、できることは各國がこれに努むべきだということにおいては何ら異議はありません。それは、フィラデルフィア宣言にも書いてあります通りに、その国の経済社会状態の程度に応じてといちよくなことがうたわれております。そういう点も考えなきやならぬ。それから、日本の貿易云々の話については、私は専門家でないからよくわかりませんけれども、私がごくわずか聞いております範囲内においては、今は最低賃金の問題であるとか、あるいは低賃金の問題において日貨排斥が行われているという情報は私はあまり見当りません。むしろ日本の物が安いから、その国の産業を保護する上において問題になっている。その安い原因にはいろいろあります。原因はありますよう、けれども、特に日本の賃金基準が云々だからといふようなことでやっているということはあまり私は見受けない。まあ私がはなはだ寡聞だから何とも申し上げられませんが、そういうよくな感じがしておきます。これは御参考に、回答にならないと思つておりますが。

私は、それじゃむしろ三城さん自身にお尋ねしたい。今日の機械化の水準といふものは、それは全部とは言ひませんけれども、近代生産手段のオートメーションの段階においては、私は進んだもので、日本においては外国と大体同じ水準の機械で生産が行われているところが多いと思うのです。それでいて、たとえば賃金の形態を見ますと、五大工業国と言われて、十大産業国と言わわれている日本の国の賃金の状態は大体欧洲の四分の一ですね。アメリカの十分の一くらいでしょ。賃金が安い、要するに生産が安いということはいろいろ原因があるということで、あなたたばやかされましたけれども、根本的にそういう問題といためのをつかんでものを言おうとなさらない。あなたもILOの理事会にしょっちゅうお行きになつて、国際的な労働保護基準という問題についてよく私は御存じだと思います。だからそういう点から言つても……私は三城さんの經營者団体としての発言をきょうはせないといふしやいますからこれ以上追及いたしません。

いたしまして、大多数の国がそれが実行できるという条件のもとに条約といふものが作られてきていると、私はそう感じます。そなつてくると、この政府、大使の代表の三者でそれくらい配慮をされてこの条約といふものが作られている。この宣言の一番あとにも三城さん何回も繰り返されました「経済的発達の段階を充分に考慮して決定すべきであるとしても、」という条項がございます。ございますけれども、ILO総会における手続、努力といふものは、私は最善の努力をしてですね、だから……総会たんびに条約がきめられるわけではありません。私も行きましたときには条約はありませんでした。この議題は勧告においておこうということで、多くの勧告がきめられました。それくらい配慮してきめられる勧告を、われわれがむしろ十一大国なら、その勧告を実施する、どうしてするかという立場にあるのが、日本が世界に置かれている位置だと思う。ところが、それ以上もう一つ配慮してきめられているのが条約なんですね。だから私はその条約に對して、三城さん個人としても積極的にこの条約の批准といふ問題には、もつともつと、むしろ執行部機関ですから積極的に国内において批准するについては努力される立場にあるのじやないかという立合に私は思うのですが、どういうことでしょう。

がいに言えないとありますようが、この条約の取扱いについては、まあ主としてこれは政府が処理することになつておられる。われわれ個人としても個々の場合にいろいろ申し上げると、いうことは相当慎重を要する。ただ一般論としては、自分の賛成した条約であれば、そういう条約が国内において実施されるということはこれは異議のないことだと思います。

ものが日本国内において直ちに、これに反対したけれども多數できましたから批准促進を政府に進言するとか、あるいは所屬団体に進言するとかいろいろとをしようとは現在のこところ思つておません。

○藤田蔵太郎君 そうなりますと……

それはよくわかりました。積極性がなくとも道義的義務がありますね。ILOという民主的な機関で多數決できめたものに対しては、参加している

口さんに、今の私が質問したことについて原口さんどう考えますか、国内における普及の問題について。

○参考人(原口幸隆君) やはりこれは午前中にも申し上げたように、せっかく総経営者も賛成をして協会というものを作ったのですから、やはりこの協会を中心のみんなで盛り立てていくということが必要だと思います。そうしてやはり結社の自由が今論ぜられておるわけですが、やはり協会に入りたいと

と、強制労働条約の草案の中に「同監禁業」という言葉がただ同監禁業と書き放してあるのです。しかばストライキと名のつく非法的な争議行為にも強制労働、すなわち懲役、刑罰を課してあるのです。現にわれわれ極端に言えば、軍隊にあるいは警察にあるいは公

したくないので、その点をしつかりとかめたいという趣旨においてそのような提案をしたわけなんで、他意のな点を御了解いただきたい。

れども、今日、今の民主主義のルールで、多数によつてものをきめるというのが民主主義のルールだと思うが、そらかといつて数の多數で何でもかんでも押していいかというと、それはそらもいかない問題でございます。だからそこで配慮されて、三分の二の議決を必要として手続が十分に踏まれるわけですね、ILOの総会では。だから私は三城さんの立場、今のフリーといふ立場からいえば、ILOが三分の二以上の多数によつてきめた条約といふものは、私は三城さん個人のILOとの関係においても、よし自分が少數で破れたといふのも努力されるといふ立場におられるのじやないのですか。

○参考人（三城龍雄君）お答えいたします。必ずしもそらは思つておりません。理事会における使用者側の理事といふものは、自分たちが反対した条約、そういうものに対しても必ずしも本国に帰つてこれが多數できまつたら直ちにこれらの批准促進なんかないに穢的に個人として努力するとか何とかいうようなことはみな考えていない

○参考人(三城晃雄君) その点においては、私はあまりはつきり申し上げられることはございません。けれども、しかし ILO の活動といたしましては、いろいろ今のよくな御意見があるのですけれども、いかにもを普及されることはどういきう合にして普及しようと思ふのですか。

○参考人(三城晃雄君) その点は、けさほども私はたびたび申し上げたかとおもふのですが、ILO は御承認の通り政府が中心になっておりますので、政府が中心になつて国内において普及されるべきものだ。それから使用者側は使用者側の角度から普及宣伝をする、それでしかるべきだと思っております。

○藤田蔵太郎君 それじゃもう一つだけ三城さん聞いておきたいと思うのです。

○参考人(三城晃雄君) それは、特に特に執行部機関のあなた自身は、そういう道義的、それを守つていこうという義務があると私は思うのですが、どうですか。

いろいろ——それが経営者の側であつても、それに入つてはいけないということは行き過ぎじゃなかろうか、少くとも。それこそやはり結社の自由を束縛するものではなかろうかといふうに思うのです。団体には団体の自由がありますから、それは都合によつては脱退されることもあるでしようけれども、しかし個々においてはやはりこの原則を守つていただきたいというふうに思つております。

○藤田藤太郎君 飼手さんにお聞きしたいのです。原口さんの発言の中に、非合法活動を刑事罰にするという提案を、これは理事会でしたか、政府代表がされて、全部の理事の反対にあつたということを言われたのです。が、その当時のいきさつを原口さんと飼手さんからお聞かせ願いたい。

○説明員(飼手真吾君) お答えいたしました。

このことについては原口さんとしばしばお話し合いをする機会があつて、十分誤解を解いていただいていると聞うのですが、いまだにそのお話が出て参りました。非常に私は憂念に思つて参りました。

務員に争議権が禁止されてゐる。国内の法律で適法に禁止せられてゐる争議行為をやつたがゆえに刑罰をも謀することができないということでは、国の秩序が保てませんので、その点を明確にさしたいということと、ただし書きを提案したのです。そのただし書きは、法律上適法に禁止された争議を行ふ場合においてはこの限りでないといっただし書きを提案したのであります。それに対しても、なるほど原口さんの言われる通りに、どこからも賛成がなかつたのですが、賛成がなかつたのは、そのことは自明の理だ、条文には書いてないけれども、法律上禁止されである争議をやって、そのためには刑罰を受けるのは自明のことではないか、従つてその提案は引つ込み方方がいいのじやないかといふのが参加者の意見であったので、政府はそのように措置をしただけのことなんできました。そのことを現在政府が何か刑事法をもつて争議を弾圧しようとしておるというようなお考えとは全然無関係である。政府はきわめて善意のもとに確かめた。われわれは賛成する以上は

れとしてはどうしてもこの問題にいろいろの——もしかりにそれが通ると、これを利用されてさらに国内においてこの問題を拡大される危険性がある。いう意味で、重大関心を持たざるを得なかつたわけです。それで今、政府の方で説明されましたように、あの委員会の中では、私の理解するところは、そういう争議行為については現実に刑法がある、従つてその法律に照して処罰すればいいではないか、特に現状の刑法以外にそういう刑事罰の特別の法規を作る必要はないという由のものに、私は否決されたというふうに理解をするわけです。従つてこの問題については、国内においても当下さい出されませんでしたが、最近の新聞によれば、田中郵政大臣はまた刑罰観念云々ということを新聞で採用いたしましたが、やはりそういう考え方とくもののが、私は去年の総会のこの問題から糸を引いておるような気がするだけです。従つてこの問題は、私は場をとらえてはこの危険性について報道をしなければならないという立場にいるわけです。

ようですが、私どもの同僚は、私も個人としてば自分で反対した条約、そういう

○藤田藤太郎君　まあ、意見が対立しますからそれはやめておきますが、原

おるのですが、わが日本政府が修正案を出したのは、詳しくお話をします

しきりに批准もしていきたいし、批准のできないものをなまはんかに賛成する

○藤田藤太郎君 川西さんにお尋ね
たいんですが、今のILO協会のお

事ですね、お仕事は大体どれくらいのスケールで、どのくらいの活動をおやりになっているか、ちょっとお話を願いたい。

○参考人(川西実三君) 具体的の数につきましては私はなはだ申しわけないのですが、関係をいたしておりませんので急には……幸いにその協会の事務を扱っております者がこの室内におられますから、その人にかわって説明をさせることをお許しをいただきたいと思います。

○委員長(阿良根登君) どうぞ。

○参考人(工藤幸男君) 私はILO協会の職員であります。藤田でございました。川西副会長にかわりまして御報告いたしたいと思います。

日本のILO協会の現在の事業の主なもののは、ILO並びに海外の労働事情を国内に普及、啓蒙する、こういうことでございまして、その具体的な方法としまして刊行物を出版する。月刊雑誌としまして世界の労働という雑誌、それから不定期刊で調査資料、あるいは年に一回国際労働経済統計年鑑、そのほかに単行本も出版するといふようだ。出版物の発行を通じまして、ILOの諸活動、あるいは外国の労働事情等を普及していく、こういう事業をやつております。それからもう一つは講演会、講演会の開催によつて、國際労働問題に関する認識を関係者に与えていくという活動をやつておるわけであります。

それから、その規模でございますが、現在財政的には、年額約五百万円程度の財政規模をもつて、全国の主要府県に支部を置きました。そして展開しておるわけであります。以上。

○藤田藤太郎君 私は原口さんに一つお尋ねしたいのですが、労働問題懇談会でこの問題を検討されているといふのですけれども、間違つておるようだ

ことを聞いておるのですけれども、原口さんもそれの委員じゃないかと思うのですけれども、間違つておるようだ

か、ちょっとお聞きしたい。

○参考人(原口幸隆君) 私は労働問題懇談会の委員です。しかしその委員会のまだ結論が出ておりません。従つて報告の段階にきておらないのです。ほんとうは前田委員長なし石井委員長代理が来られて申されるのが適當だと思ひますので、私の立場で報告するのはどうかと思われます。

○藤田藤太郎君 それでけつこうです。

○参考人(原口幸隆君) ただ抽象的に申し上げますと、一昨日ありました小委員会では、八十七号条約とは、一体どういう点に中心があるのかと、それをまず統一しようということで二つの点が、きまつたのじゃなくて、作業の途中におけるきまり方をしておるわけです。一つは、あの条約がストライキ権を含むか含まないかという点について、すぐストライキ権とは結びつくものではない、しかしながら切り離せるものでもない。ただ形式的な批准の問題からいえば、必ずしもストライキ権に触れないでも、批准できるといつ見解に到達したと、それからもう一つは、団体結社を自由に作り、自由に役員を選べる点がこの条約の骨子であると

基いて次回において関係条文を整理するという段階でございます。

○委員長(阿良根登君) 本日御出席の参考人の各位に対する質疑はこの程度にいたしたいと存じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(阿良根登君) 御異議ないと認めます。

参考人各位には、長時間にわたり御多忙のところ貴重なる御意見を聞かしていただきましてことにありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

○委員長(阿良根登君) 次に、けい肺及び外傷性せき肺障害に関する特別保護法の一部を改正する法律案、労働基準法等の一部を改正する法律案、以上二案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

○委員外議員(大矢正君) ただいま議題となりました、けい肺及び外傷性せき肺障害に関する特別保護法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

金属鉱山等避難珪酸粉塵を発散する作業場において働く労働者に背負わざれることは実情に沿わず、何らかの特

別措置によりまして、保護の改善を要するものと考えられます。

次に、病勢の進行を防止するための御説明を申し上げます。

作業の転換の制度につきましては、現行法に規定する三十日分の転換給付を支給しても、転換後の賃金が通常著しく不利となること、及び企業内において適当なる他の作業につくことが困難であるため、転換を必要とする労働者が多数発見されているにかかわらず、

転換の実施をきわめて困難な状況にあります。ましては、何らかの措置により、これらの困難を排除し、その円滑な実施を行わざるを得ず、ただ病床に伏して生涯を終らなければならぬ悲惨な宿命的な職業病がけい肺であります。

しかして、このけい肺については第二十二特別国会において、人道的見地からこの特別保護法が制定され、格別の保護が加えられておりますことは御存じの通りであります。

かかる必要を痛感いたしました。

第三に、けい肺審議会に、けい肺予防対策専門審議会を設け、けい肺予防を統一的かつ効果的に推進せしめるこ

過いたしました今日、けい肺保護の実情を見てみますと幾多の問題がござります。まず、その療養の点につきましては、昨年秋以来問題となつておりますが、その統一的総合的研究体制の確立という点については、現在はなはだ不備なものを感じざるを得ず、何らかの措置が必要と考えます。

以上の理由によりまして、ここに、本改正案を提出し、早急に所要の是正措置を講じようとするものであります。

第一次に、療養給付は従来二年間に限定してあります。これが療養を必要と認められる期間は引き続き行うことに改め、また休業補償等については、現在の平均賃金の六割を八割にならし、これを保護せんとする趣旨を達することができないうらみがあります。

第二次に、本法案によるおもなる改正点について申し上げます。

第一次に、療養給付は従来二年間に限定してあります。これが療養を必要と認められる期間は引き続き行うことに改め、また休業補償等については、現行の平均賃金の六割を八割にならし、これを保護せんとする趣旨を達することができないうらみがあります。

なお、外傷性せき肺障害につきましても、悲惨な境遇にある点においてけい肺と同様でありますので、あわせて業給付の支給期間を、二年より五年に延長することにいたしました。

第二に、作業転換の勧告を受けて粉塵職場を離れる労働者に対しては、勧告時の平均賃金の二〇%を限度として、転換前の賃金の差額に相当する金額を転換給付として毎月支給すること、及び政府の就労施設の設置義務を明確にしてその強化拡充をはかること等によって、作業転換の制度が労働者の賃金の減少と失職の犠牲を伴うことなく行われ得るよういたしました。

第三に、けい肺審議会に、けい肺予防対策専門審議会を設け、けい肺予防を統一的かつ効果的に推進せしめるこ

以上が本法律案の提案理由及びその内容の概要でありますか、御存じのこととく現行法の療養給付期間がすでに切れてしまつた悲惨な患者が多数発生しておりますので、一日も早く、実情に即し、できるだけ特別の保護を加えなくして、念願するものであります。

何とぞ御審議の上すみやかに可決せられることをお願い申し上げます。

次に、労働基準法等の一部を改正する法律案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

の他の補償についても、認められるべきであり、また、スライド制における賃金変動の幅も、現行の二〇%を二〇%に改訂する方が適当であると考えるのあります。

右の理由によりまして、労働基準法及び労働者災害補償保険法の一部を改正して、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭料の支給、打切補償等を行つときにおいて、平均給与額が百分の十をこえ、または百分の九十を下るに至つた場合には、その上昇しまだほ低下した比率に応じて平均賃金をスライドせんとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願ひいたしま

生を受けるとした場合において、使用者に対しその補償の義務を負わしめるところにより、労働者に対する公正なる補償を規定しておるのであります。

この補償額の決定に当たりまして、その基準となる平均賃金の算定には事故の

発生した日を基準とするのであります
が、けい肺その他治療に長年月を要す
る傷病の場合におきましては、その間
における経済情勢の推移等により、賃
金が変動いたしますと、労働者に対する
公正なる補償を行わんとする趣旨に
沿わぬことになりますので、さきに昭
和二十七年本法の一部を改正せられま
して補償額の算定に因しスライド制を
採用せられておるのであります。
しかしながら、このスライド制は現
在、休業補償に関してのみ認められ、
しかも賃金変動の幅を二〇%と規定い
たしておりますが、労働者の災害補償
の公正を期するためには、スライド制
を単に休業補償に限るべきでなく、そ

○委員長(阿良根登君) 質疑は、次回後にいたしたいと存じます
ですが、御異議なし」と呼ぶ者あり
〔異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(阿良根登君) 御異議なしと認めます。

○委員長(阿具根登君) 次に、職業訓
練法案を議題といたします。

本法律案は、政府から提案理由の説
明はすでに聴取いたしておりますが、
その後衆議院において修正送付されま
したので、衆議院における修正点につ
いて衆議院の修正案発議者から御説明
を願います。

○衆議院議員(井堀繁雄君) ただいま

議題になつております職業訓練法案に対する自由民主党、日本社会党的共同提案になります修正案について御説明申し上げたいと思います。

修正の個所につきましては、事前に皆さんのお手元に配付しております修

重要な改正は、次の三点に集約する
ことができると思います。一つは、政
府原案第十一條の第二項中に身体障害者
者の職業訓練においてその訓練中に手
当を支給することができるという原案
に対しまして、身体障害者に限らず、一
般の公共職業訓練に従事している者に
も手当を支給することができるよう改
めたのであります。この条文は修正
案文によつて御了承願いたいと思いま
す。

第二点は、原案によりますと、市町
村や労働組合がこの事業を行なうことが
できない点を改めたのであります。第十二
條を新しく設けまして、市町村等
の行う職業訓練といふことで、市町
村、民法第三十四条の規定によつて設
立しております法人、さらに法人であ
る労働組合その他の賞利を目的とし
ない法人が職業訓練を行な場合を新し
く規定いたしたのであります。この規
定は公共の職業訓練と同一に扱うこと
を定めたものであります。条文につい
ては以下別紙で御了承を願いたいと思
います。

第三の問題につきましては、政府原
案第二十九條を新しく三十条に改めら
れるのでございますが、ここでこの原
案によりますと、中央職業訓練審議會
の方であります、この審議会の構成
なり、性格に対し修正を加えたもの
でありますし、原案によりますと、
は、委員は関係労働者を代表する者
労働大臣が学識経験者と関係官庁の職
員をもつてその委員会を構成すること
になつておりますのを、修正案で

と、関係事業主を代表する者及び学識経験のある者のうちから労働大臣が任命するというふうに改めたのであります。そして、関係労働者を代表する委員及び関係事業主を代表する委員は、おのの同数でなければならぬとを定めたものであります。さらに、これを補強する意味で、特別委員を置くことにいたしまして、特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、労働大臣が任命する。しかし、特別委員は、決議に加わることができないことを定めてあるのであります。

○委員長(阿見根登君) 次に、政府委員会から、本法案の細部説明を聴取する事にいたします。御説明を願います。

案の細部につきまして、補足説明を申し上げます。

職業訓練法は、御案内のように、第一章から第七章になつておりますて、第一章が總則、第二章が公共職業訓練、第三章が事業内職業訓練、第四章が職業訓練指導員、第五章が技能検定、第六章が職業訓練審議会、第七章が雜則、こういう構成になつております。

それで、第一章から逐次御説明申し上げたいと思いますが、第一章の總則におきましては、この法案を通ずる、いわゆる總則的な一般的事項を規定いたしております。

の法律は、労働者に対して、必要な技能を習得させ、及び向上させるために、職業訓練及び技能検定を行うことにより、工業その他の産業に必要な技能労働者を養成し、もって、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済の発展に寄与することを目的とする。」こういうふうに規定してあるのでございまして、すなわちこの法律の目的とするところは、労働者に対し技能を習得させ、または向上させるということが重点になつております。そのためには、職業訓練と技能検定を行ふことによって、工業その他の産業に必要な技能労働者を養成する。それをして労働者の職業の安定と労働者の地位の向上をはかるというところに目的を置いておるのでござります。

(昭和三十一年法律第二百六十四号)において例による場合を含む。以下同じ。)の規定によりその区域の一部につき国民健康保険を行う市町村の被保険者に関する規定は、新法第七条及び第八条第一項中「当該市町村の区域内」とあるのは、「当該市町村の国民健康保険を行なう区域内」と読み替えるものとする。

2 前項の市町村の被保険者が当該市町村の国民健康保険を行なう区域内に住所を有しなくなつた日に当該市町村のその他の区域内に住所を有するに至つた場合において、その日に普通国民健康保険組合又は国民健康保険を行なう社団法人の被保険者となつたときは、前項の規定により読み替えられる新法第八条第一項本文の規定にかかわらず、その被保険者は、その日から、その資格を喪失する。

3 新法第八条第一項ただし書の規定は、被保険者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日に他の市町村の区域内に住所を有するに至つた場合において、その日に他の市町村又は普通国民健康保険組合若しくは国民健康保険を行なう社団法人の被保険者となつたとき限り、適用する。

第七条 新法の施行前に旧法第八条ノ十三第二項の規定による都道府県知事の認可を申請し、新法の施行の際まだその認可がされていない条例については、当該条例が新法第十二条の規定に基づく政令で定める事項に関するものである場合には、当該市町村において同条の

規定により都道府県知事に協議を求めたものとみなす。

第三章 国民健康保険組合に

関する経過措置

(現に存する特別国民健康保険組合に

關する経過措置) 第八条 旧法第十一条の規定により設立された特別国民健康保険組合で新法の施行の際に存するものは、新法第十七条の規定により設立された国民健康保険組合とみなす。

(規約)

第九条 前条の国民健康保険組合の規約の規定で新法の施行の際に効力を有するものは、新法及びこの法律並びにこれらに基く命令の規定に抵触するものを除き、新法の施行後も、なおその効力を有する。

2 前条の国民健康保険組合については、新法の施行の際にその組合員が住所を有する市町村の区域が、その組合の地区として規約に定められているものとみなす。前条の国民健康保険組合は、新法の施行後三箇月以内に、前項の規定による地区をその区域に含む市町村の名称を、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

(組合員及び被保険者の資格)

第十一条 第八条の国民健康保険組合は、新法第十三条第三項及び第十九条第一項の規定にかかわらず、昭和三十六年三月三十一日までの間は、組合員及び被保険者の資格に關して、規約の定めるところにより、旧法第十条第二項及び第十

四条第一項(同項第四号の規定に基づく規約を含む。)の規定の例によることができる。ただし、同項第二項から

二号中「六月」とあるのは、昭和三十三年七月一日以後に日雇労働者

付された日雇労働者健康保険被保険者手帳に關しては、「一年」と

し、同項第三号中「特別国民健康保険組合」とあるのは、「国民健康保険組合」とする。

2 前項の場合においては、第五条第二項から第四項までの規定を準用する。

(資格の喪失の時期) 第十一条 国民健康保険組合の被保険者が組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなつた場合は、組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなつた場合において、組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなつた日から、その資格を喪失する。

(役員及び組合会議員) 第十四条 市町村又は国民健康保険組合(以下「保険者」という。)は、新法第三十六条第三項の規定にかかるらず、当分の間、同項各号に掲げる療養のうち政令で定める範囲に属する療養については、条例通国民健康保険組合又は国民健康保険を行なう社団法人の被保険者となるときは、新法第二十一条本文の規定にかかわらず、その被保険者は、組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなつた日から、その資格を喪失する。

2 保険者が新法第三十六条第一項第一号から第四号までに定める療養のうち前項の規定に基く政令で定める範囲に属する療養につき療養の給付を行なう。

3 第十二条 新法の施行の際に第八条の国民健康保険組合の理事又は當該組合の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事以外の役員の職にある者並びに組合会議員に選挙されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ旧法の規定により理事若しくは監事に選任され、又は組合会議員に選挙されたものとみなす。たゞ、その任期は、それぞれ旧法の規定により選任され、又は選挙された日から起算するものとする。

2 第八条の国民健康保険組合の組合議員の定数については、新法の施行の際に組合会議員である者の任期が満了するまでの間は、新法第二十六条第二項の規定にかかるらず、なお從前の例による。

(清算) 第十三条 第八条の国民健康保険組合で新法の施行の際に清算中のものの清算については、なお從前の例による。

2 第四章 保険給付に関する経過措置 (療養の給付の範囲) 第十四条 市町村又は国民健康保険組合(以下「保険者」という。)は、新法第三十六条第三項の規定にかかるらず、当分の間、同項各号に掲げる療養のうち政令で定める範囲に属する療養については、条例通国民健康保険組合又は国民健康保険を行なう社団法人の被保険者となるときは、新法第二十一条本文の規定にかかわらず、その被保険者は、組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなつた日から、その資格を喪失する。

(役員及び組合会議員)

2 保険者が新法第三十六条第一項第一号から第四号までに定める療養のうち前項の規定に基く政令で定める範囲に属する療養につき療養の給付を行なう。

3 第十二条 新法の施行の際に第八条の国民健康保険組合の理事又は當該組合の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事以外の役員の職にある者並びに組合会議員に選挙されたものとみなす。たゞ、その任期は、それぞれ旧法の規定により理事若しくは監事に選任され、又は組合会議員に選挙されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ旧法の規定により選任され、又は選挙された日から起算するものとする。

範囲に属する療養につき療養の給付を行うこととしている保険者は、被保険者が緊急その他やむを得ない理由により前項の指定医療機関以外の指定医療機関から当該範囲に属する療養を受けたとき

は、療養の給付に代えて、療養費を支給するものとする。この場合においては、その額の算定につき、新法第五十一条第三項及び第

四項の規定を準用する。

6 条第一項第一号から第四号までに定める療養のうち第一項の規定に基く政令で定める範囲に属する療養につき療養の給付を行なうこととしている保険者が、新法の施行後も引き続き当該範囲に属する療養につき療養の給付を行なう場合において、当該保険者が新法の施行の際に旧法第八条ノ五の規定により定めている療養担当者(当該療養担当者が医師若しくは歯科医師又は薬剤師であるときは、これらの者が国民健康保険の診療又は調剤に従事している病院若しくは診療所又は薬局とする。以下同じ。)が新法の施行と同時に指定医療機関となつたときは、当該医療機関は、当該保険者が第二項の規定により定めた指定医療機関とみなす。

(指定医療機関) 第十五条 市町村又は第八条の国民健康保険組合が新法の施行の際に旧法第八条ノ五の規定により定める指定医療機関のうち自らの選定するものから、これを受けるものとする。

3 新法第三十六条第一項第一号から第四号までに定める療養のうち旧法第八条ノ五の規定により定めている療養担当者で、健康保険法(大正十二年法律第七十号)第四十三条第三項第一号に掲げる保険

医療機関及び保険薬局以外のものは、新法第三十七条第一項の規定による都道府県知事の指定を受けたものとみなす。ただし、その開設者が厚生省令の定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

(一部負担金)

第十六条 新法の施行前に行われた療養の給付に関する一部負担金については、なお従前の例による。

第十七条 新法の施行の際に現に旧法第八条ノ九の規定による一部負担金の療養の給付に要する費用に対する割合を二分の一未満としている保険者が、新法の施行後も引き続きその割合による場合において、当該保険者が新法の施行の際に現に旧法第八条ノ五の規定により定めている療養担当者が新法の施行と同時に指定医療機関となつたときは、当該医療機関は、当該保険者が新法第四十一条第二項の規定により定めた指定医療機関とみなす。

(診療報酬等)

第十八条 新法の施行前に行われた療養の給付に係る診療報酬の額及びその審査の基準については、なお従前の例による。

2 新法第四十三条第五項の規定は、新法の施行前に行われた療養の給付に係る診療報酬について新法の施行後に請求があつた場合におけるその審査及び支払に関する事務についても、適用する。

3 新法の施行前に旧法第四十七条ノ二第一項又は第二項の規定により社会保険診療報酬支払基金又は

国民健康保険団体連合会に対しても

診療報酬請求書の審査の請求又は委託が行われ、新法の施行の際にまだその審査に関する事務が終了していないものについては、新法第四十三条第五項の規定により診療報酬請求書の審査の委託があつたものとみなす。

4 新法の施行前に旧法第四十七条ノ二第二項の規定により国民健康保険診療報酬審査委員会に対しても

行わされた請求に係る診療報酬請求書の審査に関する事務が終了するまでの間は、当該国民健康保険診療報酬審査委員会に關しては、旧法第四十七条ノ三から第四十七条ノ七までの規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

(指定医療機関の報告等)

第十九条 旧法第八条ノ五の規定による療養担当者又は療養担当者であつたものが、第十五条又は新法第三十七条第三項の規定により指定医療機関となつたときは、新法第四十四条第一項の規定は、当該指定医療機関又は当該指定医療機関において診療若しくは調剤に從事する医師、歯科医師若しくは薬剤師が旧法第八条ノ五の規定により担当した療養の給付についても、適用する。

(指定医療機関の指定取消等)

第二十条 前条の指定医療機関に対しては、都道府県知事は、当該指定医療機関につき新法の施行前に新法第四十六条第一項各号のいずれかに相当する事実があつたことを理由として、同条第一項又は第二項の規定による処分をすることができる。

(給付の期間)

第二十一条 新法の施行の際に旧法の規定による療養の給付を受けている者の当該疾病若しくは負傷又はこれによつて発した疾病に關し、療養の給付の一部をにより当該療養の給付を開始した日を新法の規定による療養の給付を開始した日を新法の規定による療養の給付を開始した日とみなして、新法第五十条の規定を適用する。

2 新法の施行の際に現に旧法の規定に基く条例又は規約で同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に関し三年をこえる期間療養の給付を行うこととしている保険者は、新法の施行の際に現に療養の給付を受けている者の当該疾病又は負傷及びこれによつて発した疾患について、新法第五十条の規定にかかるらず、旧法の規定によつて当該療養の給付を開始した日から起算して従前の例により療養の給付を行うべき期間、従前の例による療養の給付を行わなければならぬ。

3 当分の間、特別の事情がある市町村は、厚生大臣の承認を受け、条例の定めるところにより新法第五十条の期間を三年未満とすることができる。

(被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となつた場合)

第二十二条 被保険者が昭和三十六年三月三十一日以前に新法第六条第五号に該当するに至つたためその資格を喪失した場合においては、新法第五十二条第一項の規定による療養の給付は、同条の規定によつて行われる。

村である場合にはその者が昭和三十六年三月三十一日以前において当該市町村の区域内(当該市町村が第三条第一項又は町村合併促進法第十八条の規定によりその区域の一部につき国民健康保険を行つているときは、当該市町村の国民健康保険を行つ区域内)に住所を有しなくなつた後、当該保険者が組合員の世帯に属する者でなくなつた後は、行わない。

(被保険者が被扶養者である場合)

第二十三条 新法第六条第四号又は第五号に規定する被扶養者に該当するにかかるらずこの法律の規定により被保険者である者については、新法第五十三条第一項の規定にかかるらず、その者の当該疾病又は負傷につき同項前段に規定する法律の規定によりその被扶養者は、新法第五十三条第一項の規定にかかるらず、その者の当該疾病又は負傷につき同項前段に規定する法律の規定によりその被扶養者たることによる医療に關する給付を受けることができる場合においても、同項の規定を適用しない。

(給付制限)

第二十四条 市町村は、新法第三十六条第一項の規定にかかるらず、昭和三十六年三月三十一日までの間に、当該市町村の区域内(当該市町村が第三条第一項又は町村合併促進法第十八条の規定によりその区域の一部につき国民健康保険を行つているときは、当該市町村の国民健康保険を行つ区域内)に住所を有するに至つたとき。

第二十五条 新法第五十七条及び第五十八条の規定は、新法の施行の際に現に条例又は規約の定めるところにより新法第五十七条又は第五十八条に規定する理由と同一の理

由による給付の制限の全部又は一部を行わないこととしている保険者については、新法の施行前に疾病にかかり、又は負傷した被保険者が新法の施行後引き続き当該保険者の被保険者である間の当該疾病又は負傷に係る療養の給付に関する限りでないことをと/or>して、適用しない。

(損害賠償請求権)

第二十六条 新法第六十一条の規定

は、給付事由が第三者の新法の施行前の行為によつて生じた場合についても適用するものとする。

2 第三者の新法の施行前の行為によつて生じた給付事由について旧法の規定によつて保険給付を行つた保険者は、新法の施行と同時に、その給付の額(当該給付が

療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から旧法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額)の限度において、当該保険給付を受けた者が新法の施行の際第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得す

3 第三者の新法の施行前の行為によつて給付事由が生じ、新法の施行前に第三者から同一の事由について損害賠償を受けた者については、新法の施行後は、保険者は、その種類の限度において、保険給付を行う責を負わない。

(未支給の保険給付)

第二十七条 新法の施行前に行つべきであつた保険給付で新法の施行の際まだ行つていないものについては、この法律に別段の規定があるものを除くほか、なお從前の例による。

第五章 費用に関する経過措置
(国の負担等)

第二十八条 新法第六十六条规定は、新法の施行後の期間に係る費用について適用する。

2 新法の施行前の期間に係る費用についての国庫の補助について

は、新法の施行後も、なお從前の例による。この場合において、旧法第四十七条第二項中「当該年度」におけるのは、昭和三十三年度補助金については、「昭和三十三年度」四月一日ヨリ同年九月三十日マデノ間とする。

(保険料)

第二十九条 新法の施行前に旧法によつて賦課し、又は徴収すべきであつた保険料で、新法の施行前の期間に係るものについては、なお従前の例による。

2 新法の施行前に旧法によつて賦課し、又は徴収した保険料で新法の施行後の期間に係るものについては、新法の規定によつて賦課し、又は徴収したものとみなす。

第六章 国民健康保険団体連合会に關する経過措置

(現に存する国民健康保険団体連合会)

第三十条 旧法第三十八条第一項の規定により設立された国民健康保険団体連合会で新法の施行の際現に存するものは、新法第八十条の規定により設立されたものとみなす。

(規約)

第三十一条 前条の国民健康保険団体連合会の規約で新法の施行の際現に効力を有するものは、新法及びこの法律並びにこれらに基く命令の規定に低触するものを除き、新法の施行後も、なおその効力を有する。

2 前条の国民健康保険団体連合会で新法の施行の際現に清算中のものの清算については、なお従前の例による。

2 第三十条の国民健康保険団体連合会で新法の施行の際現に清算中のものの清算については、なお従前の例による。

(不服の中立)置

第三十三条 新法第八十八条第一項の規定による審査の請求は、旧法の規定による保険給付に関する処分又は保険料その他の旧法の規定による徴収金に関する処分に不服がある者も、することができる。

(審査会)

3 前条の国民健康保険団体連合会は、新法の施行後三箇月以内に、前項の規定による区域をその区域の施行後の期間に係るものについては、新法の規定によつて賦課し、又は徴収したものとみなす。

第六章 国民健康保険団体連合会に關する経過措置

(現に存する国民健康保険団体連合会)

第三十二条 新法の施行の際現に第三十二条 新法の施行の際現の理事又は当該連合会の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事以外の役員の職にある者並びに総会の議員である者は、それぞれ新法第九十条第一項の規定による委員及び新法第五十二条第一項の規定による会長とみなす。

2 前項の委員の任期は、旧法の規定により委嘱された日から、起算する。

(役員等)

第三十三条 新法の施行の際現に第三十三条 新法の施行の際現の理事又は当該連合会の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事以外の役員の職にある者並びに総会の議員である者は、それぞれ新法の規定により理事若しくは監事に選任され、又は総会の議員となつたものとみなす。ただし、理事又は監事に選任されたものとみなされる者については、その任期は、それぞれ旧法の規定により選任されたものとみなされる。

(組合員及び被保険者の資格)

第三十六条 前条の規定によりな

2 第二項の規定により、同項第三号中「特別国民健康保険組合」とあるのは、「国民健

2 第三十条の国民健康保険団体連合会で新法の施行の際現に清算中のものの清算については、なお従前の例による。

2 第二項の規定により、同項第三号中「特別国民健康保険組合」とあるのは、「国民健

(不服の中立)置

第三十三条 新法第八十八条第一項の規定による審査の請求は、旧法の規定による保険給付に関する処分又は保険料その他の旧法の規定による徴収金に関する処分に不服がある者も、することができる。

(審査会)

3 前条の国民健康保険団体連合会は、新法の施行後三箇月以内に、前項の規定による区域をその区域の施行後の期間に係るものについては、新法の規定によつて賦課し、又は徴収したものとみなす。

第六章 国民健康保険団体連合会に關する経過措置

(現に存する国民健康保険団体連合会)

第三十二条 新法の施行の際現に第三十二条 新法の施行の際現の理事又は当該連合会の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事以外の役員の職にある者並びに総会の議員である者は、それぞれ新法第九十条第一項の規定による委員及び新法第五十二条第一項の規定による会長とみなす。

2 前項の委員の任期は、旧法の規定により委嘱された日から、起算する。

(役員等)

第三十三条 新法の施行の際現に第三十三条 新法の施行の際現の理事又は当該連合会の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事以外の役員の職にある者並びに総会の議員である者は、それぞれ新法の規定により理事若しくは監事に選任され、又は総会の議員となつたものとみなす。ただし、理事又は監事に選任されたものとみなされる者については、その任期は、それぞれ旧法の規定により選任されたものとみなされる。

(組合員及び被保険者の資格)

第三十六条 前条の規定によりな

2 第二項の規定により、同項第三号中「特別国民健康保険組合」とあるのは、「国民健

2 第二項の規定により、同項第三号中「特別国民健康保険組合」とあるのは、「国民健

2 第二項の規定により、同項第三号中「特別国民健康保険組合」とあるのは、「国民健

(組合員及び被保険者の資格)

第三十六条 前条の規定によりな

2 第二項の規定により、同項第三号中「特別国民健康保険組合」とあるのは、「国民健

二二六

(資格の取得及び喪失の時期)

第三十八条 第三十五条の普通国民健康保険組合の被保険者は、当該組合の組合員若しくは組合員の世帯に属する者となつた日又は新法第六条各号のいずれにも該当しなくなつた日から、その資格を取得する。

第三十五条の普通国民健康保険組合の被保険者は、組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなく、その資格を喪失する。ただし、組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなつた日又は新法第六条各号(第七号を除く)のいずれにも該当するに至つた日の翌日から、該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。ただし、組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなつた日又は新法第六条各号(第七号を除く)のいずれにも該当するに至つた日の翌日から、該当するに至つた日の翌日から、その資格を喪失する。

第三十五条の普通国民健康保険組合又は市町村若しくは国民健康保険を行なう社団法人の被保険者となつたときは、その日から、その資格を喪失する。

(準用規定)

第三十九条 新法第九条の規定は、第三十五条の普通国民健康保険組合の被保険者に関する届出及び被保険者証について準用する。この場合において、新法第九条中「被保険者の属する世帯の世帯主」又は「世帯主」とあるのは「組合員」とある。(新法及びこの法律の規定の適用)

第四十条 第三十五条の普通国民健

康保険組合に關しては、当該組合

を新法による国民健康保険組合又は旧法による特別国民健康保険組合とみなして、新法第十五条及び第十六条並びに第四章から第十二章まで(第七条を除く)並びにこの法律の第四章及び第五章の規定を適用する。ただし、新法第六十二条から第六十九条まで並びに第四章から第十二章まで(第七条を除く)並びにこの法律の第二十一条第三項及び第二十四条の規定についても、当該組合を市町村とみなす。

(被保険者の資格)

第四十四条 前条の社団法人の被保険者は、その社員及び社員の世帯に属する者並びに当該社団法人の地区内の世帯主及びその世帯に属する者とする。ただし、新法第六条各号のいずれにも該当する者は、この限りでない。

2 前条の社団法人は、前項の規定にかかわらず、被保険者の資格に関する規程の定めるところにより、旧法第三十七条ノ四第一項(同項第四号の規定に基づく規程を含む)の規定の例によることがで

り、旧法第三十四条の規定による都道府県知事の認可があつたものとみなし、当該地区の全部につき市町村が国民健康保険を行なうに至つたときは、当該組合は、解散するものとする。

(他の法律における「国民健康保険組合」)

第四十二条 他の法律(新法を除く)において「国民健康保険組合」には、第三十五条の普通国民健康保険組合を含むものとする。

2 前項の規定により第四十三条の規定により第四十三条の規定を適用する。

3 前項の場合においては、第三十七条第二項の規定を準用する。

(準用規定)

第四十五条 第三十八条の規定は、第四十三条の社団法人の被保険者の資格の取得及び喪失の時期について準用する。この場合において、第三十八条第一項及び第二項

中「組合員」とあるのは、「社員若しくは当該社団法人の地区内の世帯主」と読み替えるものとする。

(廃止の許可)

第四十七条 第四十三条の社団法人の地区的全部又は一部につき市町村が国民健康保険を行なうに至つた

ときには、当該社団法人に関する届出及び被保険者証について準用する。

この場合において、新法第九条中「被保険者の属する世帯の世帯主」とあるのは「社員又は世帯主」とある。

2 前項の規定により第四十三条の規定により第四十三条の規定を適用する。

3 前項の場合においては、第三十七条第二項の規定を準用する。

(印紙税法の一部改正)

第四十九条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

2 前項の規定により第四十三条の規定により第四十三条の規定を適用する。

3 前項の場合においては、第三十七条第二項の規定を準用する。

(印紙税法の一部改正)

第四十九条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

2 前項の規定により第四十三条の規定を適用する。

3 前項の場合においては、第三十七条第二項の規定を準用する。

前条ノ規定ニ依リ健康保険ノ被
保険者タルベキ者ニシテ保険者
又ハ第十二条ノ規定ニ依ル共済
組合ノ承認ヲ受ケタルモノハ健
康保険ノ被保険者トセズ但シ健
康保険ノ被保険者タラザルニ依
リ国民健康保険ノ被保険者タル

ベキ期間ニ限ル
第五十九条ノ六第一項中「国民
健康保険ヲ行フ市町村若ハ国民健
康保険組合又ハ国民健康保険ヲ行
フ社団法人」を「市町村又ハ国民健
康保険組合」に改める。

（国民健康保険ノ被保険者タル
リ国民健康保険ノ被保険者タル
ベキ期間ニ限ル）

（社会保険診療報酬支払基金法の
一部改正）
第五十三条 社会保険診療報酬支払
基金法（昭和二十三年法律第二百二
十九号）の一部を次のように改正す
る。

第一条中「国民健康保険を行
う市町村、国民健康保険組合若しく
は国民健康保険を行ふ社団法人」
を「市町村若しくは国民健康保険
組合」に、「国民健康保険法（昭和十
三年法律第六十号）」を「国民健
康保険法（昭和三十三年法律第
二号）」に改め、「又はこれを使用する
者」を削る。

（社会保険診療報酬支払基金法の
一部改正に伴う経過措置）
第五十四条 第二条の規定により普
通国民健康保険組合又は當利を目
的としない社団法人が国民健康保
険を行ふ間は、当該組合又は社団
法人の事業所に使用される者の健
康保険の被保険者の資格に關して
は、健康保険法第十三条ノ二第一
項第六号の改正規定にかかわら
ず、なお従前の例による。

（厚生省設置法の一部改正）
第五十五条 厚生省設置法（昭和二
十四年法律第二百五十一号）の一部
を次のように改正する。

3 前項の標準課税総額は、次の
表の上欄に掲げる額の合計額の
いすれかによるものとし、同表
の上欄に掲げる額の標準課税総
額に対する標準割合は、それぞ
れ同表の中欄に掲げる所得割総
額、資産割総額、被保険者均等
割総額及び世帯別平等割総額の
区分に応じ、それぞれ同表の下
欄に掲げるところによるものと
する。

第五条中第六十一号を削り、第
六十号の二を第六十一号とする。
第十四条第七号を次のように改
める。

（社会保険診療報酬支払基金法の
一部改正）
第五十六条 社会保険審議会及び社
会保険医療協議会法（昭和二十五
年法律第二百二十六号）の一部を
次のように改正する。

（社会保険審議会及び社会保険医
療協議会法の一部改正）
第五十七条の十四第一項ただし
書中「国民健康保険法（昭和十三年
法律第六十号）」を「国民健康保
険法（昭和三十三年法律第二
号）」に改め、「並びに国民健
康保険の指定医療機関」に
改め、「並びに国民健康保険の適
正な診療報酬の標準額」を削る。

（地方税法の一部改正）
第五十八条 地方税法（昭和二十
五年法律第二百二十六号）の一部を
次のように改正する。

3 前項の標準課税総額は、次の
表の上欄に掲げる額の合計額の
いすれかによるものとし、同表
の上欄に掲げる額の標準課税総
額に対する標準割合は、それぞ
れ同表の中欄に掲げる所得割総
額、資産割総額、被保険者均等
割総額及び世帯別平等割総額の
区分に応じ、それぞれ同表の下
欄に掲げるところによるものと
する。

第二昭和三十六年三月三十一日まで
の間は、国民健康保険の保険者に
対する家族療養費の支給の委託に
關しては、健康保険法第五十九条
ノ六第一項の改正規定にかかわら
ず、なお従前の例による。

（地方財政法の一部改正）
第五十二条 地方財政法（昭和二十
三年法律第二百九号）の一部を次
のように改正する。

（生活保護法の一部改正）
第五十三条 生活保護法（昭和二十
五年法律第二百四十四号）の一部を
次のように改正する。

（生活保護法の一部改正）
第八の二 国民健康保険の事務の
執行並びに療養の給付及び療
養費の支給に要する経費

（厚生省設置法の一部改正）
第六十 国民健康保険団体連合会
の設立及び規約の変更、予算
等に関する總会又は代議員会
の議決を認可し、国民健康保
険の保険者及び国民健康保険
団体連合会に対し、事業及び
財産に関する報告をさせ、そ
の状況を検査し、その他監督
上必要な命令又は処分をする
こと。

（厚生省設置法の一部改正）
第七十三条の三第四項を削り、
同条第五項中「課税額は、」の下
に「前項の表の上欄に掲げる標準
額」に改め、同項を同条第四項と
し、同条第六項中「市町村民税の
所得割額及び資産割額並びに被
保険者均等割額及び世帯別平等割
額」を「所得割額、資産割額、被保
険者均等割額又は世帯別平等割
額」に改め、同項を同条第四項と
し、同条第六項中「市町村民税の
所得割額」を同号本文の課税額所
得金額又は市町村民税の所得割

第五十二条第一項を次のように
改める。

指定期間内の診療方針及び
診療方針及び診療報酬の例によ
る。

を「療養の給付及び療養費の支給
に要する費用の総額の見込額から
療養の給付についての一部負担金
の総額の見込額を控除した額の百
分の九十に相当する額」に改め、同
条第三項を次のように改める。

の当該相当規定に基いてした行為
又は手続とみなす。

(従前の行為に対する罰則の適用)
第六十八条 新法の施行前にした違
反行為に対する罰則の適用について
ては、なお従前の例による。

(特別区)

第六十九条 この法律において「市
町村」には、特別区を含むものと
する。

(新法及びこの法律の施行のため
に必要な行為)

第七十条 新法及びこの法律を施行
するために必要な条例又は規約の
制定又は改正、新法第四十三条第
三項の規定による別段の定の設定
及びその認可、新法第八十五条の
規定による国民健康保険診療報酬
審査委員会の委員の委嘱の手続そ
の他の行為は、新法の施行前にお
いても、行うことができる。

(政令への委任)

第七十一条 この法律に規定するも
ののほか、新法の施行に關して必
要な事項は、政令で定める。

この法律は、新法の施行の日(昭
和三十三年十月一日)から施行す
る。ただし、第七十条の規定は、公
布の日から施行する。

四月二日本委員会に左の案件を付託さ
れた。

一、社会保険の給付内容改善等に因
する請願(第一三一九号)(第一三
四八号)

一、日雇労働者健康保険法による療
養給付期間延長等の請願(第一三
一〇号)

- 一、国立療養所の統合等に関する請
願(第一三三二号)
- 一、後保護施設予算増額等に関する
請願(第一三三三号)(第一三九四
号)(第一四九一号)
- 一、健康保険法の一部改正に関する
請願(第一三三四号)
- 一、国民健康保険の実施内容拡充に
関する請願(第一三三五号)(第一一
四九三号)
- 一、結核予防予算増額等に関する請
願(第一三三六号)(第一一三八七
号)
- 一、結核回復者の就職確保等に関する
請願(第一三三七号)(第一一三三
八号)(第一一三八〇号)(第一一四〇四
号)(第一一四八八号)
- 一、結核回復者の就職確保に関する
請願(第一三三九号)(第一一三六四
号)(第一一四二八号)(第一一四二九
号)
- 一、結核対策に関する請願(第一一三
三〇号)(第一一三三一号)
- 一、健康保険法の一部改正に関する
請願(第一三三三号)
- 一、社会保険診療報酬改訂案撤回に
関する請願(第一三三三五号)
- 一、生活保護法の長期入院患者に期
末扶助金支給の請願(第一三三四
号)(第一一三八八号)(第一一三八九
号)
- 一、結核回復者の就職確保等に関する
請願(第一三三三六号)
- 一、未帰還者留守家族等援護法によ
る療養給付期間延長の請願(第一
三三七号)

- 一、国立病院等の燃料費増額に関する
請願(第一三三八号)
- 一、後保護施設予算増額等に関する
請願(第一三三九号)(第一一三九四
号)(第一一四二七号)(第一一四二八
号)
- 一、国立療養所施設関係予算増額に
関する請願(第一三三五号)
- 一、國立病院等の給食費引上げ等に
関する請願(第一一三四〇号)(第一
三八四号)(第一一四二七号)(第一一
四八七号)
- 一、國立療養所の給食費引上げ等に
関する請願(第一一三四一號)
- 一、國立療養所施設関係予算増額に
関する請願(第一一三四二號)
- 一、國立病院等の給食費引上げ等に
関する請願(第一一三四〇号)(第一
三八一號)
- 一、病院の完全給食等の内容明示に
関する請願(第一一四四〇号)(第一
四九九号)
- 一、社会保険医療の診療制限撤廃に
関する請願(第一一四四一號)
- 一、國立病院等の給食費引上げ等に
関する請願(第一一三四四二號)
- 一、結核治療費全額国庫負担制度確
立に関する請願(第一一三四三三號)
- 一、生活保護法による入院患者の生
活扶助金引上げの請願(第一一三四
四号)(第一一三四五号)
- 一、結核治療費全額国庫負担制度確
立に関する請願(第一一三四三三號)
- 一、生活保護法による入院患者の医
療券交付に関する請願(第一一三九
〇号)
- 一、生活保護法による入院患者の生
活扶助金引上げの請願(第一一三九
三号)
- 一、健康保険医療費の患者負担廃止
に関する請願(第一一三九五号)
- 一、健康保険医療費の患者負担廃止
に関する請願(第一一三九六号)
- 一、健康保険医療費の患者負担廃止
に関する請願(第一一三九七号)
- 一、社会保険診療報酬改訂に関する
請願(第一一三九八号)(第一一三九九
号)
- 一、医業類似行為既存業者の業務繼
続に関する請願(第一一三四九号)(第
一三五〇号)(第一一三八二号)(第一
四五五号)(第一一四五八号)(第一一
四九五号)
- 一、社会保険医療の診療制限緩和に
関する請願(第一一三九九号)
- 一、私設保育所保母の待遇改善等に
関する請願(第一一四四四号)
- 一、國民健康保険法案の一部修正に
関する請願(第一一四八二号)
- 一、病院手当の給付期間延長等に
する請願(第一一四六三号)
- 一、病院手当の給付期間延長等に
する請願(第一一四九二号)
- 一、社会保険診療報酬改訂等に
関する請願(第一一四九三号)
- 一、國立療養所入所料の経費又は無
料取扱拡大に関する請願(第一一
四九五号)
- 一、社会保険診療報酬改訂等に
関する請願(第一一四九六号)
- 一、國立病院等の完全給食制度の内
容向上等に関する請願(第一一四九
七号)
- 一、國立病院等の作業療法の内容充
実等に関する請願(第一一五〇〇号)

- 一、社会保険診療報酬改訂等に
関する請願(第一一四二六号)
- 一、結核回復者寮増設に関する請
願(第一一三五二号)
- 一、衛生検査技術法制定に関する請
願(第一一三五一号)
- 一、結核回復者寮増設に関する請
願(第一一三五三号)
- 一、結核回復男子寮増設に関する請
願(第一一三五六号)
- 一、國民健康保険費国庫補助増額等
に関する請願(第一一三三五号)
- 一、被扶養中の戦争犠牲者に対する保
障の請願(第一一三三六号)
- 一、未帰還者留守家族等援護法によ
る療養給付期間延長の請願(第一
三三七号)

- 一、社会保険診療報酬改訂等に
関する請願(第一一四三三号)
- 一、國立療養所の看護人員増員に
関する請願(第一一四三三号)
- 一、未帰還者留守家族等援護法によ
る療養給付期間延長の請願(第一
三三七号)
- 一、國民健康保険費国庫補助増額等
に関する請願(第一一三三五号)
- 一、未帰還者留守家族等援護法によ
る療養給付期間延長の請願(第一
三三七号)
- 一、國立病院等の燃料費増額に関する
請願(第一一三三六号)
- 一、後保護施設予算増額等に関する
請願(第一一三三七号)
- 一、國立病院等の給食費引上げ等に
関する請願(第一一三四〇号)
- 一、病院の完全給食等の内容明示に
関する請願(第一一四四〇号)
- 一、社会保険医療の診療制限撤廃に
関する請願(第一一四四一號)
- 一、國立病院等の給食費引上げ等に
関する請願(第一一三四四二號)
- 一、結核治療費全額国庫負担制度確
立に関する請願(第一一三四三三號)
- 一、生活保護法による入院患者の医
療券交付に関する請願(第一一三九
〇号)
- 一、健康保険医療費の患者負担廃止
に関する請願(第一一三九五号)
- 一、健康保険医療費の患者負担廃止
に関する請願(第一一三九六号)
- 一、健康保険医療費の患者負担廃止
に関する請願(第一一三九七号)
- 一、社会保険診療報酬改訂に関する
請願(第一一三九八号)(第一一三九九
号)
- 一、医業類似行為既存業者の業務繼
続に関する請願(第一一三四九号)(第
一三五〇号)(第一一三八二号)(第一
四五五号)(第一一四五八号)(第一一
四九五号)
- 一、社会保険医療の診療制限緩和に
関する請願(第一一三九九号)
- 一、私設保育所保母の待遇改善等に
関する請願(第一一四四四号)
- 一、國民健康保険法案の一部修正に
関する請願(第一一四八二号)
- 一、病院手当の給付期間延長等に
する請願(第一一四六三号)
- 一、病院手当の給付期間延長等に
する請願(第一一四九二号)
- 一、社会保険診療報酬改訂等に
関する請願(第一一四九三号)
- 一、國立療養所入所料の経費又は無
料取扱拡大に関する請願(第一一
四九五号)
- 一、社会保険診療報酬改訂等に
関する請願(第一一四九六号)
- 一、國立病院等の完全給食制度の内
容向上等に関する請願(第一一四九
七号)
- 一、國立病院等の作業療法の内容充
実等に関する請願(第一一五〇〇号)

願

第一三一九号 昭和三十三年三月十
九日受理

社会保険の給付内容改善等に関する請
願(第一一三三五号)

第一四八七号 昭和三十三年三月二十一
十七日受理 国立病院等の給食費引上げ等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町野塙一、五九二 金沢勲雄

紹介議員 藤田藤太郎君
この請願の趣旨は、第一三四〇号と同じである。

第一三四一號 昭和三十三年三月十九日受理 国立療養所の給食費引上げ等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡村山町立村山療養所内 神原正人

紹介議員 藤原道子君

この請願の趣旨は、第一三四〇号と同じである。

第一三四二號 昭和三十三年三月十九日受理 国立療養所の給食費引上げ等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡村山町立村山療養所内 神原正人

紹介議員 藤原道子君

この請願の趣旨は、第一三四〇号と同じである。

第一三四三號 昭和三十三年三月十九日受理 結核治療費全額国庫負担制度確立に関する請願(二通)

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向莊内 渡辺璋外二百二十九名

紹介議員 野本晶吉君

現行の結核予防法では結核を撲滅することに、(一)看護人員の増員と質の改善を図ること、(二)国立病院の設備を更に改善すること、(三)村山療養所のカリエス病とうの移動と新築の資金を手配すること、等を併せて実現せられたいとの請願。

第一三四四號 昭和三十三年三月十九日受理 生活保護法による入院患者の生活扶助金引上げの請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向莊内 渡辺璋外二百二十九名

紹介議員 野本晶吉君

現行の生活保護法では結核を撲滅することに、(一)看護人員の増員と質の改善を図ること、(二)国立病院の設備を更に改善すること、(三)村山療養所のカリエス病とうの移動と新築の資金を手配すること、等を併せて実現せられたいとの請願。

第一三四五號 昭和三十三年三月十九日受理 病院の給食費引上げ等に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向莊内 渡辺璋外二百二十九名

紹介議員 野本晶吉君

現行の給食費の値上げにつきたびたび請願したが、現行の給食費では補食費もねん出できない患者はもち論、多くの患者にとつても深刻なものがあるから、これを一日百三十円に引き上げると共に、(一)看護人員の増員と質の改善を図ること、(二)村山療養所の設備を更に改善すること、(三)村山療養所のカリエス病とうの移動と新築の資金を手配すること、等を併せて実現せられたいとの請願。

第一三四六號 昭和三十三年三月十九日受理 生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願

請願者 東京都中野区江古田四ノ一、七〇二淨風園病院内 上村正八百二十六名

紹介議員 島清君

現行の生活保護法の内容は、憲法に保障された健康で文化的な生活といふはあまりにも闊たりがあり、被保護者の自立は著しく阻害されているから、(一)保護基準額を大幅に引き上げること、(二)入院患者加算を現在の月額六百四十円から千円以上に引き上げること、(三)年末特別扶助一世帯千五百円を支給すること、(四)厚生年金、遺族扶助料、恩給などを収入認定の対象から除くこと等の実現を期せられたいとの請願。

第一三四七號 昭和三十三年三月十九日受理 病院の給食費引上げ等に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向莊内 渡辺璋外二百二十九名

紹介議員 野本晶吉君

現行の給食費の値上げにつきたびたび請願したが、現行の給食費では補食費もねん出できない患者はもち論、多くの患者にとつても深刻なものがあるから、これを一日百三十円に引き上げると共に、(一)看護人員の増員と質の改善を図ること、(二)村山療養所の設備を更に改善すること、(三)村山療養所のカリエス病とうの移動と新築の資金を手配すること、等を併せて実現せられたいとの請願。

第一三四八號 昭和三十三年三月十九日受理 生活保護法による入院患者の生活扶助金引上げの請願

請願者 東京都八王子市子安町四〇八永野八王子病院内 第一四五號 昭和三十三年三月十九日受理 生活保護法による入院患者の生活扶助金引上げの請願

紹介議員 森元治郎君

現行の生活保護法では現実の最低生活を維持することさえ困難であるから、現在の月額六百四十円を千円に増額せられたいとの請願。

紹介議員 野本品吉君

国立療養所の建物等は、傷い軍人療養所を引き継いだものや、終戦後間もなく増築したものが多いため、年数をかなり経た現在その荒廃はとくにいちじるしく、加うるに設備修理費は坪当たり六百二十五円といふ低いものであり、しかもこのうち療養所で自主的にきめられるものはその三分の一であり、残りについては療養所の経営状態によつて厚生省、医務出張所が決定するといふ実情を無視したものであるから、設備修理費を坪当たり現在の三倍以上に引き上げられ、かつ各療養所が自主的に使用できるよう予算化せられると共に、施設関係費も大幅に増額せられたいとの請願。

第一三四五號 昭和三十三年三月十九日受理 生活保護法による入院患者の生活扶助金引上げの請願

紹介議員 石井桂君

現行生活保護法の最低生活基準額で、入院中の患者が最低生活を維持することは困難であるから、現在の生活扶助金を月額千五百円以上に引き上げられたいとの請願。

第一三四六號 昭和三十三年三月十九日受理 生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願

紹介議員 大和与一君

現行の生活保護法の内容は、憲法に保障された健康で文化的な生活といふはあまりにも闊たりがあり、被保護者の自立は著しく阻害されているから、(一)保護基準額を大幅に引き上げること、(二)入院患者加算を現在の月額六百四十円から千円以上に引き上げること、(三)年末特別扶助一世帯千五百円を支給すること、(四)厚生年金、遺族扶助料、恩給などを収入認定の対象から除くこと等の実現を期せられたいとの請願。

第一三四七號 昭和三十三年三月十九日受理 生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願

紹介議員 立兵庫療養所内 田尻一男

現行の生活保護法の最低生活基準額では余りにも少額であるから、これを現在の二倍程度に引き上げられるとともに、(一)長期入院者の生活扶助金を六百四十円から千円に増額すること、(二)特別扶助金を六月、十二月の二回支給すること、(三)医療扶助審議会は実情を無視した退院指示を裁定しないこと等の実現を期せられたいとの請願。

第一三四八號 昭和三十三年三月十九日受理 生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願

紹介議員 岩崎眞一君

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一三四九號 昭和三十三年三月十九日受理 生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願

紹介議員 木耀夫外四百十五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四〇號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四一號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 見丘静風ノ五六二富士見丘静風

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四二號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四三號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 見丘静風ノ五六二富士見丘静風

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四四號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五六號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五七號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五八號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五九號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五〇號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五一號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五二號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五三號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五四號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五五號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五六號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五七號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五八號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五九號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五〇號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五一號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五二號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五三號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五四號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五五號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五六號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五七號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五八號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五九號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五〇號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五一號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五二號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五三號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五四號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五五號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五六號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五七號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五八號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五九號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五〇號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五一號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五二號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五三號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五四號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五五號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五六號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五七號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五八號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五九號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五〇號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五一號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五二號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五三號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五四號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五五號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五六號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五七號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五八號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五九號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五〇號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五一號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五二號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

第一四五三號 昭和三十三年三月十九日受理 在療養所内 葛葉介則外五名

この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。

請願者 東京都世田谷区烏山町 川哲悟	第一三五〇号 昭和三十三年三月十 九日受理	医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願
紹介議員 柴谷 要君	第一四六三号 昭和三十三年三月二 十五日受理	この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。
この請願の趣旨は、第一三四六号と同 じである。	第一四六三号 昭和三十三年三月二 十五日受理	生活保護法の最低生活基準額引上げ等 に関する請願
請願者 埼玉県南埼玉郡蓮田町 島和夫	第一三八二号 昭和三十三年三月二 十日受理	この請願の趣旨は、第一三四九号と同じである。
紹介議員 天田 勝正君	第一四六〇号 昭和三十三年三月二 十五日受理	医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願
この請願の趣旨は、第一三四六号と同じである。	第一三八二号 昭和三十三年三月二 十日受理	医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願
請願者 東京都渋谷区代々木富 ケ谷町一、四五六 桜	第一三九号 昭和三十三年三月十 九日受理	医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願
紹介議員 一松 定吉君	第一四二五号 昭和三十三年三月二 十四日受理	医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願
昭和二十二年法律第二二七号により医 業類似行為を規制し、民間で電気治療 を行ふことを禁止（現業者は 昭和三十四年以降）したが、民間電気 治療中には野一色蒸熱電気治療のこと く、歴史も古く治療効果も定評があ り、これを禁止すると患者が困惑する ものもあるから、現在の電気治療にお いては微弱電流を用い危険性や弊害が全 くない実情を勘案されて、民衆に深く 信頼され広く利用されている民間電気 治療の業務が、従来どおり継続できる よう前記法律を改正せられたとの請 願。	第一四五八号 昭和三十三年三月二 十五日受理	医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願
紹介議員 草葉 隆圓君	第一四六五号 昭和三十三年三月二 十五日受理	医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願
衛生検査師法制定に関する請願	第一四六五号 昭和三十三年三月二 十五日受理	医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願
請願者 愛知県西尾市和泉町西 尾病院内 手塚正義	第一四五八号 昭和三十三年三月二 十五日受理	医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願
紹介議員 本多 市郎君	第一三六三号 昭和三十三年三月十 九日受理	結核児童療育制度確立等に関する請願 (二通)
この請願の趣旨は、第一三四九号と同じである。	第一三六三号 昭和三十三年三月十 九日受理	この請願の趣旨は、第一三四九号と同じである。
請願者 子 町一、三五一 井口秋 三、七八一 篠輪佐和	第一四五六号 昭和三十三年三月二 十五日受理	衛生検査師法制定に関する請願
紹介議員 紅露 みづ君	第一四五六号 昭和三十三年三月二 十五日受理	請願者 千葉県市川市北国分町 二、五九四 今泉武
この請願の趣旨は、第一三四九号と同じである。	第一四五六号 昭和三十三年三月二 十五日受理	紹介議員 伊能繁次郎君
請願者 条上ル 山下重蔵	第一四五六号 昭和三十三年三月二 十五日受理	この請願の趣旨は、第一三四九号と同じである。
紹介議員 大野木秀次郎君	第一四五六号 昭和三十三年三月二 十五日受理	衛生検査師法制定に関する請願
即きない法律であり、既存の医業類似 行為業者の生業権をはぐ奪する不当な ものであるから、医業類似行為の業務 が從来通り継続できるようすみやかに 行はれることを希望する。	第一三五二号 昭和三十三年三月十 九日受理	請願者 東京都板橋区板橋町六 ノ三、五六九 小野寺
請願者 東京都板橋区板橋町六 ノ三、五六九 小野寺	第一三五二号 昭和三十三年三月十 九日受理	医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願
紹介議員 横山 フク君	第一三五二号 昭和三十三年三月十 九日受理	この請願の趣旨は、第一三四九号と同じである。
この請願の趣旨は、第一三五一号と同じである。	第一三五二号 昭和三十三年三月十 九日受理	請願者 札幌市南一条四九丁 目 石原通幸
紹介議員 千葉 信君	第一三五二号 昭和三十三年三月十 九日受理	医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願
この請願の趣旨は、第一三四九号と同じである。	第一三五二号 昭和三十三年三月十 九日受理	紹介議員 伊能繁次郎君
請願者 東京都杉並区天沼一ノ 一七一 中甫外七名	第一三五二号 昭和三十三年三月十 九日受理	この請願の趣旨は、第一三四九号と同じである。
紹介議員 勝俣 稔君	第一三五二号 昭和三十三年三月十 九日受理	請願者 横浜市保土ヶ谷区金台 町一三七 沢口ミサホ
この請願の趣旨は、第一三四九号と同じである。	第一三五二号 昭和三十三年三月十 九日受理	紹介議員 藤原 道子君
請願者 東京都中央区新富町三 ノ一 小川裕三	第一三五二号 昭和三十三年三月十 九日受理	結核回復者男子寮増設に関する請願
紹介議員 本多 市郎君	第一三五二号 昭和三十三年三月十 九日受理	請願者 東京都北多摩郡大和町 奈良橋大和病院内 豊
この請願の趣旨は、第一三四九号と同じである。	第一三五二号 昭和三十三年三月十 九日受理	紹介議員 藤原 道子君
請願者 六名	第一三五二号 昭和三十三年三月十 九日受理	結核回復者寮増設に関する請願
この請願の趣旨は、第一三四九号と同じである。	第一三五二号 昭和三十三年三月十 九日受理	請願者 奈良橋大和病院内 豊
請願者 八五四國立渡辺療養所大日 向荘内 渡辺境外二百	第一三五二号 昭和三十三年三月十 九日受理	紹介議員 藤原 道子君

請願者 東京都大田区馬込町西四ノ三四馬込病院内

菊地 富寿夫

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一四三一號 昭和三十三年三月二十四日受理

健康保険医療費の患者負担廃止等に関する請願

請願者 兵庫県有馬郡三田町国立兵庫療養所内 田尻

紹介議員 岡崎 真一君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一四八九號 昭和三十三年三月二十七日受理

健康保険医療費の患者負担廃止等に関する請願(二通)

請願者 東京都北多摩郡清瀬町野塙一、五九二 金沢

紹介議員 藤田 藤太郎君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一四九〇號 昭和三十三年三月二十一日受理

健康保険医療費の患者負担廃止等に関する請願

請願者 兵庫県有馬郡三田町国立兵庫療養所内 田尻

紹介議員 岡崎 真一君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第一四九一號 昭和三十三年三月二十二日受理

健康保険医療費の患者負担廃止等に関する請願(二通)

請願者 兵庫県有馬郡三田町国立兵庫療養所内 田尻

紹介議員 岡崎 真一君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

社会保険医療の診療制限緩和に関する請願

慮した医療改訂を実現せられたいとの請願。

今国会で審議されている衛生検査技師及び指定の養成所をとるものしか、衛生検査技師の受験資格が与えられない

紹介議員 藤田 藤太郎君

内 菅原弘外一名

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一三九九號 昭和三十三年三月二十日受理

社会保険診療報酬改訂に関する請願

この請願の趣旨は、第一三九八号と同じである。

第一四〇〇號 昭和三十三年三月二十一日受理

社会保険診療報酬改訂に関する請願

この請願の趣旨は、第一三九八号と同じである。

第一四〇一號 昭和三十三年三月二十二日受理

社会保険診療報酬改訂に関する請願

この請願の趣旨は、第一三九八号と同じである。

第一四〇二號 昭和三十三年三月二十三日受理

社会保険診療報酬改訂に関する請願

この請願の趣旨は、第一三九八号と同じである。

第一四〇三號 昭和三十三年三月二十四日受理

社会保険診療報酬改訂に関する請願

この請願の趣旨は、第一三九八号と同じである。

第一四〇四號 昭和三十三年三月二十五日受理

社会保険診療報酬改訂に関する請願

この請願の趣旨は、第一三九八号と同じである。

第一四〇五號 昭和三十三年三月二十六日受理

社会保険診療報酬改訂に関する請願

この請願の趣旨は、第一三九八号と同じである。

第一四〇六號 昭和三十三年三月二十七日受理

社会保険診療報酬改訂に関する請願

この請願の趣旨は、第一三九八号と同じである。

第一四〇七號 昭和三十三年三月二十八日受理

社会保険診療報酬改訂に関する請願

この請願の趣旨は、第一三九八号と同じである。

第一四〇八號 昭和三十三年三月二十九日受理

社会保険診療報酬改訂に関する請願

この請願の趣旨は、第一三九八号と同じである。

第一四〇九號 昭和三十三年三月三十日受理

社会保険診療報酬改訂に関する請願

この請願の趣旨は、第一三九八号と同じである。

請願者 東京都中野区江古田三丁目国立中野療養所内

内 菅原弘外一名

紹介議員 藤田 藤太郎君

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一四三三號 昭和三十三年三月二十一日受理

国民健康保険費国庫補助増額等に関する請願

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一四三四號 昭和三十三年三月二十二日受理

国民健康保険費国庫補助増額等に関する請願

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一四三五號 昭和三十三年三月二十三日受理

国民健康保険費国庫補助増額等に関する請願

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一四三六號 昭和三十三年三月二十四日受理

国民健康保険費国庫補助増額等に関する請願

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一四三七號 昭和三十三年三月二十五日受理

国民健康保険費国庫補助増額等に関する請願

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一四三八號 昭和三十三年三月二十六日受理

国民健康保険費国庫補助増額等に関する請願

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一四三九號 昭和三十三年三月二十七日受理

国民健康保険費国庫補助増額等に関する請願

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一四四〇號 昭和三十三年三月二十八日受理

国民健康保険費国庫補助増額等に関する請願

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一四四一號 昭和三十三年三月二十九日受理

国民健康保険費国庫補助増額等に関する請願

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一四四二號 昭和三十三年三月三十日受理

国民健康保険費国庫補助増額等に関する請願

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

請願者 東京都中野区江古田三丁目国立中野療養所内

内 菅原弘外一名

紹介議員 藤田 藤太郎君

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一四四三號 昭和三十三年三月二十一日受理

【参議院】

金を増額すること、(二)保母有資格の待遇及び身分保障条件について、公私の別なく同等とすること、(三)五人未満でも健康保険法に適用すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一四九二号 昭和三十三年三月二十一七日受理

傷病手当の給付期間延長等に関する請願

請願者 東京都板橋区大和町一四番地見病院内 青木好一

紹介議員 藤田藤太郎君

傷病手当金は現在一年半しか給付されていませんが、これを三箇年に延長せられるとともに、日雇健保にも厚生省原案通り傷病手当、出産手当給付を復活せられない。なお国民皆保険の実施は政府においても社会保障政策の一環として強力に推進されてはいるが、原案の五割給付では貧しい者には利用できないから、国庫補助を増額して一般の会社、工場等で加入している健保のように本人全額、家族半額以上の給付に改められたい。特に結核については社会保障審議会で答申しているように国庫八割、地方二割による全額給付を実現するとともに、給付内容についても治療制限のない誰でも安心して近代医学の恩恵に浴せるような内容となるよう健康保険制度全般の拡充強化を図られたとの請願。

第一四九六号 昭和三十三年三月二十一七日受理

社会保険診療報酬改訂等に関する請願(四通)

請願者 東京都北多摩郡清瀬町野塙一、五九二 金沢

紹介議員 藤田藤太郎君

厚生省案によれば社会保険診療報酬改訂を本年十月から実施することになりますが、この改訂の骨子である入院費の問題は病養者にとって憂慮にたえないものがあり、その中でも一点単価及び点数の改訂による医療費の八・五パーセント引き上げは誠実な医療機関の良心を阻害する恐れがあり、給食費の十円減額も栄養をとることが絶対必要な病質を考えると戦りつをおぼえ、社会復帰の一日もはやからんことを念願する患者にとつて全快に回り道をしられるこのよだな改訂案には反対であるから、結核患者の満足できるよう

第一五〇〇号 昭和三十三年三月二十一七日受理

国立病院等の作業療法の内容充実等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町野塙一、五九二 金沢

紹介議員 藤田藤太郎君

(二)完全看護、完全給食の実施基準を細目具体的に設置すること。(三)同基準の実施に対する適切不斷の指導を行うこと等をすみやかに実現せられたいとの請願。

紹介議員 藤田藤太郎君

請願者 東京都練馬区谷原町一五六二富士見丘静風荘療養所内 葛葉介則外二名

結核患者は、長期の療養生活を必要とし、多額の医療費を要するので、患者に對する治療費、看護費の安い費用を確保することが必要であり、この意味

で国立療養所では、入所費の軽賃、無料取扱がおこなわれてきただが、最近、この取扱が次第にせばめられる傾向にあり、まことに、遺憾であるから、国立療養所の入所費軽賃、無料取扱を拡大せられたいとの請願。

現在社会保険及び生活保護法に基く医療扶助の医療給付における完全給食および完全看護制度は、既に大多数の施設において実施されているが、しかし完全給食に関しては給食費の絶対値が低く、完全給食承認基準が抽象的で承認後の監督が不十分であり、また完全看護に關しても医療法の示す看護内容と看護要員および看護施設、看護能率の基準が科学的根拠を欠いているため、この制度はきわめて不十分、不完全であり患者の療養を大きく阻害しているから、(二)完全看護、完全給食に要する費用を大幅に引き上げること、

(二)完全看護、完全給食の実施基準を細目具体的に設置すること。(三)同基準の実施に対する適切不斷の指導を行うこと等をすみやかに実現せられたいとの請願。

(三)療養作業(転換療法)を結核治療の中に入れる実現を図ら

たいとの請願。

請願者 東京都練馬区谷原町一五六二富士見丘静風荘療養所内 葛葉介則外二名

中に入り入れること等の実現を図られたいとの請願。

請願者 東京都練馬区谷原町一五六二富士見丘静風荘療養所内 葛葉介則外二名

中に入り入れること等の実現を図られたいとの請願。

昭和三十三年四月十日印刷

昭和三十三年四月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局